

五胡十六國霸史輯佚補遺

藤井律之

はじめに

2012年に五胡の會によって刊行された『五胡十六國霸史輯佚』(以下、『霸史輯佚』と略す)は、その名の通り、五胡十六國時代の各政權を對象とした史書 　　いわゆる霸史を蒐集したものである。これらの霸史には、『華陽國志』のように刊本が存在するものもあるが、殆どが散佚しており、主に類書に引用される形で現在に伝わっている。

『霸史輯佚』が取材した資料を列挙すると、次のようになる。

- A. 『世說新語』、B. 『水經注』、C. 『敦煌祕笈』、D. 『齊民要術』、E. 『瑠玉集』、
F. 『修文殿御覽』、G. 『經典釋文』、H. 『顏氏家訓』、I. 『玉燭寶典』、J. 『北堂書鈔』、
K. 『藝文類聚』、L. 『辯正論』、M. 『隋書』、N. 『文選注』、O. 『翰苑』、
P. 『廣弘明集』、Q. 『類林』、R. 『天地瑞祥志』、S. 『法苑珠林』、T. 『肇論疏』、
U. 『史通』、V. 『沙州圖經』、W. 『初學記』、X. 『開元占經』、Y. 『史記注』、Z. 『通典』、
a. 『元和姓纂』、b. 『元和郡縣圖志』、c. 『祕府略』、d. 『白氏六帖事類集』、
e. 『獨異志』、f. 『和名類聚抄』、g. 『義楚六帖』、h. 『太平廣記』、i. 『太平御覽』、
j. 『太平寰宇記』、k. 『事類賦』、l. 『廣韻』、m. 『通鑑考異』、n. 『樂府詩集』、
o. 『祖庭事苑』、p. 『廣川書跋』、q. 『白孔六帖』、r. 『類林雜說』、s. 『說郛』(アルファベットは『霸史輯佚』による)

五胡の會によると「原則として宋代までの典籍を對象」としたというが、まさしく博搜というべきであり、今後の五胡十六國時代史研究に缺くべからざる業績であることは疑いないのだが、若干の問題がある。

取材資料の中に、日本で撰述された類書 　　和製類書が含まれているが、c. 『祕府略』とf. 『和名類聚抄』のみで、『幼學指南鈔』が取材對象とされていない。『幼學指南鈔』は殘缺があり、また、圖版が公表されていない箇所があるが、霸史が引用されており、かつ、『霸史輯佚』に採録されていないものも含まれている(な

お、管見の限り、『明文抄』など、金言集と呼ばれている和製類書には霸史は引用されていないようである。

同じ問題は、敦煌出土文書についても当てはまる。『霸史輯佚』は、C.『敦煌祕笈』とV.『沙州圖經』を取材対象とし、また、Q.『類林』もP.2635を取材源としている。しかし、E.『瑠玉集』は敦煌文書によって補足することができ、その補足箇所には霸史が引用されている。また、他の敦煌出土の類書にも霸史が収録されているのだが、それらの敦煌文書は取材源とはなっていないのである。

如上の状況をふまえ、本稿は『幼學指南鈔』および敦煌出土の類書に引用された霸史を採録して『霸史輯佚』を補足することを目的とする¹。

1 佚文補遺

(1) 幼學指南鈔

『幼學指南鈔』は目録一卷、本文三〇巻からなる和製類書である。前稿においても觸れたが²、撰者は不明ながら、臺灣故宮博物院が所蔵する院政期鈔本に「久安三年（1147）二月一日大江時房」と記されていることから（巻十七にみえる）平安末期には成立していたと考えられている。

『日本國見在書目録』には、霸史として、田融『趙書』十巻、常璩『華陽國志』十二巻、崔鴻『十六國春秋』百巻が著録されている。しかし、『幼學指南鈔』の撰者は、こうした日本に將來された霸史を直接参照したのではなく、先行する和製類書の『祕府略』と同様に、既存の類書を引用したと考えられている。

その主たる取材源は『藝文類聚』と『初學記』、および現在散佚した類書だが、『太平御覽』は参照されていない。『幼學指南鈔』撰述當時には、まだ『太平御覽』は日本に將來されていなかったからである³。

『幼學指南鈔』の重要性は楊守敬がつとに指摘しており⁴、また寫本を中國へと持ち歸った。臺灣故宮博物院所蔵本は彼の舊藏品である。『幼學指南鈔』は完本が

¹付言すると、『三十國春秋』を註として引用する『建康實録』も取材源となっていない。

²藤井律之 2012。

³中山忠親『山槐記』治承三年二月十三日條「十三日辛丑、天陰。算博士行衡來云、入道大相國（六波羅）可被獻唐書於内云々、其名太平御覽云、二百六十帖也、入道書留之、可被獻摺本於内裏云々、此書未被渡本朝也」。治承三年は1179。

⁴楊守敬『日本訪書志』卷十一「幼學指南鈔三十巻。殘本。日本古鈔本。兩面鈔寫、爲蝴蝶裝、四邊外向。日本卷子以下、此式爲最古。蓋北宋刊本裝式、亦如此也。今存第三・第四・第九・第十三・第十四・第十七・第十八・第三十。又三册殘本、不知卷數。一寶貨部下、一衣服部、一音樂部、第三十巻爲鱗介蟲豸類。故知書止三十巻也。書法甚古、以日本書體紙質衡之、當是八九百年間物。每條有題、所引古書至六朝而止。細核之、蓋從徐堅初學記鈔出而其文字則遠勝今本。蓋此從卷子本出也」。

なく、寫本の一部が複数の機関に所蔵されている。陽明文庫・成篁堂文庫所蔵のものを除いて圖版と釋文があるが、その對應關係は少々複雑である。所屬機関、および圖版と釋文の對應關係は、以下の表の通りである（なお、この表は築島裕 2005 を参照して作成した）。

卷數	所藏機關	圖版	釋文
一（殘）	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
二	大東急記念文庫	覆製叢刊 1979	故宮 1992
三	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
四	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
五	大東急記念文庫	覆製叢刊 1979	故宮 1992
六	（闕）	（闕）	（闕）
七	京大付屬圖書館	京大藏 ^(*)	片山・丁 1993
八	成篁堂文庫		
九	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
一〇	（闕）	（闕）	（闕）
一一	（闕）	（闕）	（闕）
一二	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
一三	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
一四	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
一五	陽明文庫		
一六	東京國立博物館	覆製叢刊 1979	故宮 1992
一七	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
一八	陽明文庫		
一八（殘）	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
一九	大東急記念文庫	覆製叢刊 1979	故宮 1992
二〇	（闕）	（闕）	（闕）
二一	（闕）	（闕）	（闕）
二二	京大付屬圖書館	京大藏	片山・丁 1993
二三	大東急記念文庫	覆製叢刊 1979	故宮 1992
二四	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
二五	大東急記念文庫	覆製叢刊 1979	故宮 1992
二六	（闕）	（闕）	（闕）
二七	大東急記念文庫	覆製叢刊 1979	故宮 1992
二八	成篁堂文庫		
二九	（闕）	（闕）	（闕）
三〇（殘）	臺灣故宮	故宮 1992	木村晟 1996
目録	陽明文庫？		

(*) 京都大學付屬圖書館所蔵本の圖版は「京都大學電子圖書館」として、web 上にて公開されている。

<http://edb.kulib.kyoto-u.ac.jp/exhibit/k133/index.html>

以下、『幼學指南鈔』に引用された霸史を列挙し、あわせて、對應する圖版と釋文のページ、ならびに霸史の書名を付す。なお、本稿では陽明文庫・成篁堂文庫所

藏のものを参照することができなかつたことをあらかじめおことわりしておく。

『幼學指南鈔』卷二 天部下 雨

(複製叢刊 1979、十葉表～十葉裏 / 故宮 1992、1155 頁)

龍下鉢中

崔鴻國春秋前秦錄曰涉公西域沙門也

有祕術每旱苻堅常使祝龍爐便下鉢

中天輒大雨 『十六國春秋』前秦錄(『幼』1 と略す)

『幼學指南鈔』卷三 歲時部上 夏

(故宮 1992、31 頁 / 木村晟 1996、25 頁)

冰井臺

陸網暈中記曰石季龍於冰井臺藏冰

三伏之月以冰賜其大臣 『暈中記』(『幼』2 と略す)

『幼學指南鈔』卷三 歲時部下 三月三日

(故宮 1992、83 頁 / 木村晟 1996、38 頁)

千金堤

陸網暈中記曰花林園中千金堤云云

三月三日石季龍及皇后百官池會 『暈中記』(『幼』3 と略す)

『幼學指南鈔』卷三 歲時部下 五月五日

(故宮 1992、94-95 頁 / 木村晟 1996、40 頁)

焚火

暈中記曰并州俗以介子推五月五日燒死

世人爲其忌故云不舉食非也北方五月

五日作飲食祠神及作五色縷五色華

相問遺不爲介子推也 『暈中記』(『幼』4 と略す)

『幼學指南鈔』卷三 歲時部下 伏

(故宮 1992、102-103 頁 / 木村晟 1996、42 頁)

季龍須水

暈中記曰石季龍於冰井臺莊冰三伏

之月以冰賜其大臣 『暈中記』(『幼』5 と略す)

『幼學指南鈔』卷四 地部上 峨眉山

(故宮 1992、218-219 頁 / 木村晟 1996、72 頁)

峨眉山

花陽國志曰犍爲南安縣有峨眉山去
縣八十里孔子地圖云有仙藥漢武求
之不能得
益州記曰峨眉山在南安縣界當縣南八
十里兩山棚首望如峨眉 『華陽國志』(『幼』6と略す)

『幼學指南鈔』卷四 地部中 塵
(故宮 1992、297-298 頁 / 木村晟 1996、91 頁)

慕容仲盛囊

崔鴻國春秋前秦錄曰慕容冲叛苻堅
遣平原公暉討之冲乃令婦人各將一
囊盛二年塵時令騎牛服文采衣執
持長槩於陳後冲晨攻暉兵刃交接冒
言班隊何在於之奔競而進皆毀囊揚
塵埃霧連天莫測多少暉衆大潰 『十六國春秋』前秦錄(『幼』7と略す)

『幼學指南鈔』卷五 水部 愬水
(覆製叢刊 1979、六葉裏 / 故宮 1992、1172 頁)

錦流

華陽國志曰成都道西城⁵故織錦官也錦
工織錦濯流江中則鮮明故命曰錦里
城也 『華陽國志』(『幼』8と略す)

『幼學指南鈔』卷五 水部 池
(覆製叢刊 1979、二六葉表 / 故宮 1992、1179 頁)

靈芝

華陽國志曰靈芝池廣長百五十步深二丈上有
連樓飛觀四出閣道釣臺中有鳴鶴舟指南
舟 『華陽國志』(『幼』9と略す)

『幼學指南鈔』卷七 人部一 美婦人
(京大藏、九葉裏 / 片山・丁 1993、28 頁)

髮長七尺

壘中記曰陳遶妹才色甚美髮七尺石
季龍以爲夫人 『壘中記』(『幼』10と略す)

⁵故宮 1992 は「道西城」を「通西域」と釋す。

『幼學指南鈔』卷七 人部一 醜人

(京大藏、十七葉裏 / 片山・丁 1993、30 頁)

短足

崔鴻國前秦錄曰符雄字元才貌醜頭

大而足短故軍稱爲大頭龍驤 『十六國春秋』前秦錄(『幼』11 と略す)

『幼學指南鈔』卷七 人部一 長人

(京大藏、二二葉表 / 片山・丁 1993、32 頁)

申香拂蓋

三十國春秋置左右一鎮郎及拂蓋郎

申香爲拂蓋郎長一丈九尺 『三十國春秋』(『幼』12 と略す)

『幼學指南鈔』卷七 人部二 鼻

(京大藏、四五葉裏 / 片山・丁 1993、42 頁)

李雄飛龍

常璩蜀書曰李雄美容貌相工相之曰此君

鼻如飛龍口如器位必過三公不疑也 『蜀書』(『幼』13 と略す)

『幼學指南鈔』卷九 人部四 讓

(故宮 1992、342-343 頁 / 木村晟 1996、103 頁)

任文公無雙

華陽國志曰任文公疊武擔右折曰噫四方

智者死吾其應之遂卒益部爲之謠

曰任文公智無雙 『華陽國志』(『幼』14 と略す)

『幼學指南鈔』卷九 人部四 貧

(故宮 1992、377 頁 / 木村晟 1996、111 頁)

四壁

崔鴻燕錄曰魏郡王高家貧徒有四壁 『十六國春秋』(後)燕錄(『幼』15 と略す)

『幼學指南鈔』卷九 人部四 蕪

(故宮 1992、383 頁 / 木村晟 1996、113 頁)

食藜

崔鴻後燕錄曰王高秦末飢亂飢食

藜申寒衣草衣 『十六國春秋』後燕錄(『幼』16 と略す)

『幼學指南鈔』卷十四 理政部 赦宥

(故宮 1992、592-593 頁 / 木村晟 1996、159 頁)

玉璽

崔鴻前趙錄曰劉元海遷都平陽汾

水中得玉璽文曰有新保之衆元海蓋

王莽⁶時璽也獻者因增其三字

元海以爲己瑞大赦天下改年也 『十六國春秋』前趙錄(『幼』17と略す)

『幼學指南鈔』卷十六 武部上 弓

(覆製叢刊 1979、十九葉表 / 故宮 1992、1196 頁)

宛轉形

疊中記曰石虎女騎持雌黃宛轉角弓 『疊中記』(『幼』18と略す)

『幼學指南鈔』卷十六 武部上 甲

(覆製叢刊 1979、二八葉裏 / 故宮 1992、1199 頁)

光耀

陸网疊中記曰石季龍左右直衛萬人皆

著五色細鎧光耀奪白 『疊中記』(『幼』19と略す)

『幼學指南鈔』卷十六 武部上 鞭

(覆製叢刊 1979、三二葉表 / 故宮 1992、1200 頁)

持鐵

蕭方等三十國春秋曰王澄衆有二十人

持鐵馬鞭 『三十國春秋』(『幼』20と略す)

『幼學指南鈔』卷十七 居處部 臺

(故宮 1992、632-633 頁 / 木村晟 1996、170 頁)

銅雀

疊中記曰疊城西北立臺皆因城爲基趾中

央名銅爵臺北則冰井臺又曰西臺六十七丈

上作銅鳳牕皆銅龍疏雲母幌日之初出

流光照曜也 『疊中記』(『幼』21と略す)

『幼學指南鈔』卷十七 居處部 門

(故宮 1992、662 頁 / 木村晟 1996、177 頁)

相如影

華陽國志曰蜀城北四十里有升遷橋送客

觀司馬相如初入長安題名其門曰不乘赤車

⁶木村晟 1996 は「蓋王莽」を「益」と釋す。

四馬不後過汝下 『華陽國志』(『幼』22 と略す)

『幼學指南鈔』卷十七 居處部 園

(故宮 1992、691-692 頁 / 木村晟 1996、184 頁)

養竹

華陽國志曰何隨家養竹園人盜其筍隨

遇行見恐盜者覺怖走竹傷其足擊

屐徐步而歸 『華陽國志』(『幼』23 と略す)

『幼學指南鈔』卷十七 居處部 道路

(故宮 1992、699-700 頁 / 木村晟 1996、186 頁)

樹槐

崔鴻前秦錄曰苻堅滅燕趙之後自長安

至於諸州皆夾路樹槐柳二十里一亭四

十里一旅行者取給於塗商資販於道 『十六國春秋』前秦錄(『幼』24 と略す)

『幼學指南鈔』卷十九 服飾部 屏風

(覆製叢刊 1979、十二葉裏 / 故宮 1992、1204 頁)

季龍畫仙

陸网置中記曰石季龍作金銀紉屈膝

屏風衣以白縑畫義士仙人禽獸 『置中記』(『幼』25 と略す)

『幼學指南鈔』卷十九 服飾部 幔

(覆製叢刊 1979、十三葉表 ~ 十三葉裏 / 故宮 1992、1205 頁)

隔紗授業

秦記曰苻永固以太常韋逞母宋傳

其父業得周官義旨乃就宋家立

講堂書生百人隔紗幔而受

業爲 『秦記』(『幼』26 と略す)

『幼學指南鈔』卷十九 服飾部 席

(覆製叢刊 1979、二四葉表 / 故宮 1992、1208 頁)

五香

陸网置中記曰石季龍作席以鋪裏

五香雜以五采綫編蒲皮緣之以錦 『置中記』(『幼』27 と略す)

『幼學指南鈔』卷十九 服飾部 扇

(覆製叢刊 1979、三九葉裏 ~ 四十葉表 / 故宮 1992、1213 頁)

二面

陸网置中記曰石季龍作雲母五明金薄

莫難扇此一扇之名也二面采漆畫列

仙奇鳥異獸 『置中記』(『幼』28 と略す)

『幼學指南鈔』卷十九 服飾部 香鑪

(覆製叢刊 1979、四七葉表 / 故宮 1992、1215 頁)

金銀鑲

置中記曰石季龍冬月爲複帳爐 四

角安純金銀鑲香爐 『置中記』(『幼』29 と略す)

『幼學指南鈔』卷十九 服飾部 鏡

(覆製叢刊 1979、五四葉裏 / 故宮 1992、1217 頁)

二三尺

陸网置中記曰石季龍三臺及內宮中

鏡徑二三尺者 『置中記』(『幼』30 と略す)

『幼學指南鈔』卷十九 服飾部 鏡

(覆製叢刊 1979、五六葉裏 / 故宮 1992、1218 頁)

青銅

蕭方等三十國春秋曰云云鏡黃金婉轉

繩等以之爲信 『三十國春秋』(『幼』31 と略す)

『幼學指南鈔』卷二二中 火部下 燈

(京大藏、三七葉裏 / 片山・丁 1993、60 頁)

百廿枝

置中記曰石虎正⁷會於殿前設百廿枝燈 『置中記』(『幼』32 と略す)

『幼學指南鈔』卷二二中 火部下 庭燎

(京大藏、四四葉表 / 片山・丁 1993、63 頁)

石虎庭中

置中記曰石虎正會殿庭中端門外及曠

闔前設庭燎各二合六處皆六丈 『置中記』(『幼』33 と略す)

『幼學指南鈔』卷二二中 火部下 庭燎

(京大藏、四四葉表~四四葉裏 / 片山・丁 1993、63 頁)

⁷片山・丁 1993 は「正」のあとに「旦」を付す。

檜高十丈⁸

趙⁹曰石勒造庭燎於檜末高十丈上盤置燎

下盤安人以侍燎絙繳上下 『趙書』(『幼』34と略す)

『幼學指南鈔』卷二四 寶貨部 錦

(故宮 1992、915 頁 / 木村晟 1996、236 頁)

鳳凰

陸网量中記曰御府中有鳳皇錦朱雀錦 『量中記』(『幼』35と略す)

『幼學指南鈔』卷二七 草部 竹

(覆製叢刊 1979、二十葉裏～二一葉表 / 故宮 1992、1245 頁)

得嬰兒

華陽國志曰有竹王者興於遼水有一女

浣於水有三大竹流入女足間於之不去

聞有兒聲持歸破竹得男長養有武

才遂雄夷狄氏竹姓所破竹於野

成林今王祠竹林是也 『華陽國志』(『幼』36と略す)

『幼學指南鈔』卷二七 木部 葉

(覆製叢刊 1979、五十葉表～五十葉裏 / 故宮 1992、1254 頁)

薰草道爲衣

瞿鴻國春秋前趙錄曰薰草道弘

農人也少而好學隱於商洛山衣本葉

食樹菓 『十六國春秋』前趙錄(『幼』37と略す)

『幼學指南鈔』卷三十 蟲豸部 蠅

(故宮 1992、1030-1031 頁 / 木村晟 1996、261 頁)

入秦王牖

卅¹⁰國春秋曰秦王苻堅持赦草詔於露

臺俄有大蒼蠅入牖聞鳴聲甚大

驅而復來須臾長安市中唱官今大

赦堅使接之皆言有青衣童子唱言

有赦堅曰其向蒼蠅乎聲牖¹¹非常

吾故惡之也 『三十國春秋』(『幼』38と略す)

⁸片山・丁 1993 は「十丈」を「庭中」と釋す。

⁹片山・丁 1993 は「趙」のあとに「書」を付す。

¹⁰木村晟 1996 は「卅」を「 」と釋す。

¹¹木村晟 1996 は「牖」を「 」と釋す。

(2) 敦煌出土の類書

つづいて、敦煌出土の類書に引用された霸史を列挙し、あわせて、対応する圖版番號と霸史の書名を付す。また、敦煌出土類書には王三慶 1993 および福田俊昭 2003 による釋文があり、対応する録文番號とページも付しておく。

(a) 『瑠玉集』

『瑠玉集』は撰者不明、卷數も十五卷あるいは二〇卷と、藏書目録の間でも一致していない。同書は「瑠玉十五卷」として『日本國見在書目録』に著録されている。現在では散佚しており、眞福寺が所藏する卷一二と卷一四のみが現在に傳わる。この二卷分が『霸史輯佚』の取材源となっているのだが、敦煌より出土した S.2072 も、篇首の韻語を省略した、『瑠玉集』の節本と考えられている¹²。

『瑠玉集』

(S.2072 / 王三慶 1993、224-05-04、246-247 頁、福田俊昭 2003、260 頁)

解飛石虎時人往¹³巧作車左轂上碓右轂致磴車行十里磨

麥一石舂米兩斛又爲虎造鳳陽門爐將欲成有兜率天人

來下見飛大怒責之曰汝在天上犯罪何以輒造此門可還天

上不得住也須臾解飛因斧脱悞¹⁴斫傷額而死言此鳳陽門者

則天上鳳陽門也出石虎暈中記 『暈中記』(『瑠』と略す)

(b) 『不知名類書甲』

『不知名類書甲』は、王三慶 1992 によると、舊文排列體 舊文故事を抄録し、聯類排列比した類書 に分類され(前引の『瑠玉集』も舊文排列體にあたる)「全卷にわたり淵・民・治字を避諱し、又引用書の慣例から考えると、中唐以後の失名作者の編纂か増編にかかるものとみられる」という¹⁵。P.3636 と P.4022 が該当し、両者は綴合するが、霸史が引用されているのは、P.3636 である。

ただ、厄介なことに、王三慶氏は同寫本を、王三慶 1992 において『未詳類書乙』と命名し、王三慶 1993 では『不知名類書甲』と命名していて、名稱が混亂している。本稿では、王三慶 1993 に従い、同寫本を『不知名類書甲』として扱う。

『不知名類書甲』降雨

(P.3636 / 王三慶 1993、231-07-1、266 頁、福田俊昭 2003、237 頁)

¹²王三慶 1992、364 頁。

¹³王三慶 1993 は「往」を「伎」と釋す。

¹⁴王三慶 1993、福田俊昭 2003 は「悞」を「誤」と釋す。

¹⁵王三慶 1992、371 頁。

前涼録云張植爲西域校尉與奮威將軍牛霸率¹⁶騎救張冲
於¹⁷敦煌六月至於流沙無水土卒渴甚植乃剪髮肉袒徒¹⁸
跣升壇慟泣請天降雨俄而雲起西北雨水成川植礮所乘馬祭¹⁹
天而去。 『十六國春秋』前涼録（『不甲』と略す）

(c) 『裨金』

『裨金』の撰者は李若立、どの時代の人物なのか不明ではあるが、王三慶 1993 では、武后から文宗開成年間までに成立したとする²⁰。また、王三慶 1992 は同書を類語體（特定事項に関する語彙や成語を集め分類を加えたもの）に分類する²¹。『裨金』の寫本は P.2537、P.2996、P.3363、P.3650、P.3907、P.4873、S.2053v、S.5604、S.4195v、S.7004 の十點がみついているが、霸史が引用されているのは P.2537 である。

『裨金』卷二 忠諫篇第十八

(P.2537 / 王三慶 1993、312-18-19 ~ 312-18-20、407 頁、福田俊昭 2003、235 頁、ただし徐廣の條のみ)

..... 李祚

華陽國志曰李祚守郊趾堅守其郡晉舅梨晃爲吳上將政祚并使
人招之祚報曰舅自吳將祚自晉臣唯力是搏不可招也終不改也

徐廣 卅²² 國志曰恭
悔止之廣曰

帝被送禪位時廣爲祕書監悲涕²³不已謝事豈
君是²⁴宗室左命我為秦家孝臣悲歡之可同²⁵也

李祚の條... 『華陽國志』（『裨』1 と略す）

徐廣の條... 『三十國春秋』（『裨』2 と略す）

『裨』2 については注意が必要である。一般に、雙行註は、右行を読み終えた後左行にうつり、それから次の雙行註右行に進むものであるが、この箇所は、雙行註右側から次の行の雙行註右側をよみ、それから前の行の雙行註左側に戻る（「卅國志曰恭悔止之廣曰帝被送禪位時廣爲祕書監...」ではなく、「卅國志曰恭帝被送禪位

¹⁶ 福田俊昭 2003 は「率」を「家」と釋す。

¹⁷ 福田俊昭 2003 は「冲於」を釋讀不能とする。

¹⁸ 福田俊昭 2003 は「徒」を釋讀不能とする。

¹⁹ 福田俊昭 2003 は「祭」を釋讀不能とする。

²⁰ 王三慶 1993、107 頁。

²¹ 王三慶 1992、372 頁。

²² 王三慶 1993、福田俊昭 2003 は「卅」を「世」と釋す。

²³ 王三慶 1993、福田俊昭 2003 は「涕」を「泣」と釋す。

²⁴ 王三慶 1993、福田俊昭 2003 は「是」を「爲」と釋す。

²⁵ 王三慶 1993、福田俊昭 2003 は「同」を「罔」と釋す。

時廣爲祕書監...」と讀む) という、非常にかわった讀み方をしないと文意が通じない(王三慶 1993、福田俊昭 2003 もその方式で釋讀している)。さらに、「謝」と「悔」の間に「事豈」の二字があるが、王三慶 1993、福田俊昭 2003 兩者とも、その二字を「悲歡之」のあとに挿入している。文意から「謝」「悔」は東晉から劉宋にかけての人物である謝晦のことと考えられるので、王三慶 1993、福田俊昭 2003 の釋讀順にしたがう。ここに引用した残りの『裨金』の雙行註では、一般的な表記法がとられているのに、『裨』2 だけ特殊な表記がなされていることについては考を得ない。

『裨金』卷二 忠諫篇第十八

(P.2537 / 王三慶 1993、312-18-21、407 頁)

..... 嚴顏 華陽國志吳使顏爲將守城蜀將張飛政城飛傳言汝聞將軍至何不出
..... 降顏謂曰我但斫頭草賊不見將軍飛怒政破其城生擒嚴顏令左右斫頭來顏

曰斫即折 『華陽國志』(『裨』3 と略す)
公何怒也

なお、王三慶 1993 は、「公何怒也」の後に、「遂解衣冠、卦(掛)府門去、隱於林藪也」という一文を續けるが、これは『裨』3 の前段にあたる胡剛の箇所の文章であり、王三慶 1993 の誤りである。

『裨金』褒譽篇第廿六

(P.2537 / 王三慶 1993、312-26-05、417 頁、福田俊昭 2003、231 頁)

..... 五龍 卅²⁶國史
..... 曰辛氏

兄弟五人皆多才術世人謂之

一家五龍並金友玉昆

『三十國春秋』(『裨』4 と略す)

『裨』2 に引用される、『卅國志』なる書物は管見のかぎり見当たらない。しかし、『裨』4 の『卅國史』については、『三十國春秋』を『三十國史』と呼んだ事例があるので²⁷、『三十國春秋』とみなすことができる。よって便宜的ではあるが、『裨』2 の『卅國志』も『三十國春秋』として扱うこととする。なお、王三慶 1993 は『裨』2 の『卅國志』を『世國志』と釋しているが、管見の限り『世國志』あるいは『世

²⁶ 王三慶 1993 は「卅」を「三十」と釋す。

²⁷ 『史通』雜說中「又劉敬昇異苑稱晉武庫失火、漢高祖斬蛇劍穿屋而飛、其言不經。故梁武帝令殷芸編諸小説、及蕭方等撰三十國史、乃刊爲正言」。蕭方等が撰述した「三十國史」とは『三十國春秋』のことである。

『隋書』卷三三 經籍志二

三十國春秋、三十一卷、梁湘東世子蕭方等撰。

國史』なる書名を見つけることは出来なかった。

2 『霸史輯佚』との比較

つづいて、前章にて紹介した『幼學指南鈔』および敦煌出土の類書に引用された霸史と、『霸史輯佚』が蒐集した霸史佚文との比較・検討にうつる。その際、『幼學指南鈔』の資料源についてもあわせて言及したい。築島裕 2005 の表現をかりると、『幼學指南鈔』は各巻の下に、部・小項目・小見出しをたてている。『幼』1 を例にすると、「天部下」が部、「雨」が小項目、「龍下鉢中」が小見出しとなる。

『幼學指南鈔』が主に『藝文類聚』と『初學記』を藍本としていることは先に述べたが、それら藍本の本文だけではなく、部・小項目・小見出しをも引き寫していることがままあるため、部・小項目・小見出しは、『幼學指南鈔』がどの先行類書に依據したかの指標となる。よって、『幼學指南鈔』については、略號にくわえて、部・小項目・小見出しもあわせて表記する。

以下、本稿にて蒐集した霸史佚文と、共通する『霸史輯佚』中の佚文とを全て列挙し、内容がもっとも近いと思われるものには共通箇所を下線部を施し、異同箇所をゴチックにてしめす。ただし、直接の影響関係がないと思われるもの(『幼學指南鈔』の資料源とは考えられないもの)、あるいは差異が甚だしい『霸史輯佚』中の佚文については、ポイントを下げている。

(1) 十六國春秋

(a) 前趙録

『幼』17 卷十四 理政部 赦宥 玉璽

崔鴻前趙録曰、劉元海遷都平陽、汾水中得玉璽、文曰、有新保之衆元海、蓋王莽時璽也。獻者因增其三字、元海以爲己瑞、大赦天下改年也。

W0075 (68 頁) 『初學記』卷二〇 政理部 赦第一 銀印 玉璽

崔鴻前趙録曰、劉元海遷都平陽、汾水中得玉璽、文曰、有新保之歸元海、蓋王莽時璽也、獻者因增其三字、元海以爲己瑞、大赦天下改年。

i6016 (206 頁) 『太平御覽』卷六八二 儀式部三 璽

崔鴻十六國春秋前趙録曰、河瑞元年、汾水中得玉璽。高一寸二分、方四寸、文曰有新保之、蓋王莽時璽也。獻者因增深海光三字、淵以爲己瑞、大赦。

j0022 (242 頁) 『太平寰宇記』卷四三 河東道四 石州 臨汾縣汾河

前趙録云、晉永嘉三年、劉元海徙平陽於汾水得白玉印、方四寸、高一寸二分、龍鈕、其文曰、新室之印、即王莽所造。

部の「理政」が「政理」に、小項目の「赦宥」が「赦」となっているものの、小見出しは共通しており、文章にも殆ど異同がみられないことから考えると、『幼』17

は『初學記』を引用したことは疑いない。

『幼』37 卷二七 木部 葉 薰草道爲衣

瞿鴻國春秋前趙錄曰、薰草道、弘農人也。少而好學、隱於商洛山、衣本葉食樹菓。

Cf. 『太平御覽』卷四三 地部八 商山

晉書曰、董景道少好學、千里追略、不與人交通。永平中、知天下將亂、隱商洛山、衣木皮葉、食樹果、彈琴歌嘯以自娛。至劉曜時、徵拜常辭、以壽終。

『幼』37は「崔鴻十六國春秋」とすべきところを「瞿鴻國春秋」に、また「董景道」とすべきところを「薰草道」と誤るが、共通するものは『霸史輯佚』にはみえない。参考資料として『太平御覽』を挙げたが、出典は『晉書』となっている。後述するように、湯球が『十六國春秋輯補』を作成した際、自明のものとして『晉書』儒林傳より董景道のエピソードを採録しているが、『幼』37によって、湯球の推測が裏付けられたことになる。

(b) 前秦録

『幼』1 卷二 天部下 雨 龍下鉢中

崔鴻國春秋前秦録曰、涉公、西域沙門也。有祕術、每旱、苻堅常使祝龍、龍便下鉢中、天輒大雨。

i1008 (93頁) 『太平御覽』卷一一 天部一一 祈雨

又(崔鴻春秋)前秦録曰、沙公、西域沙門也。有祕術、每旱、苻堅常使祝龍、龍便下鉢中、天輒大雨。

Cf. 『初學記』卷二三 道釋部 僧第七 仙人星 祝龍雨

又(高僧傳)曰、苻堅時旱、祝龍下鉢中、即大雨。

『幼』1の内容は、『太平御覽』とほぼ同じであるが、前述したように『幼學指南鈔』が『太平御覽』を参照することはあり得ないので、『幼』1と、『太平御覽』は現在散佚した共通の祖本を参照したことになる。なお、『幼』1を節略した話が『初學記』にも見えるが出典は『高僧傳』となっている。

『幼』7 卷四 地部中 塵 慕容冲盛囊

崔鴻國春秋前秦録曰、慕容冲叛、苻堅遣平原公暉討之。冲乃令婦人各將一囊盛、二年塵時、令騎牛、服文采衣、執持長槊於陳後。冲晨攻暉、兵刃交接、冒言班隊何在、於之奔競而進、皆毀囊揚塵、埃霧連天、莫測多少、暉衆大潰。

i1038 (97頁) 『太平御覽』卷三七 地部二 塵

崔鴻十六國春秋前秦録曰、慕容冲叛、苻堅遣平原公暉討之。冲乃令婦人各將一囊盛塵、皆令騎牛、服文采衣、執討持長槊於陳後。冲晨攻暉、兵刃交接、昌言班隊何在、於是奔競而進、皆毀囊揚塵、埃霧連天、莫測多少、暉衆大潰。

『幼』7も、さきの『幼』1と同じく、共通するものは『太平御覽』にしか見えないので、現在散佚した共通の祖本を参照したことになる。

『幼』11 『幼學指南鈔』卷七 人部一 醜人 短足

崔鴻前秦錄曰、符雄、字元才、貌醜、頭大而足短、故軍稱大頭龍驤。

W0071 (68 頁) 『初學記』卷一八 人部下 醜人 第三 短足 銳頭

崔鴻前秦錄曰、符雄字元才、趙建武中拜龍驤將軍、貌醜、頭大而足短、故軍稱爲大頭龍驤。

i2014 (114-115 頁) 『太平御覽』卷一二一 偏霸部五 符健

崔鴻十六國春秋前秦錄曰、... (略)...。四年、丞相・東海王雄卒、贈相國、進封魏王、諡敬武王。雄、字元才、洪之季子。趙建武中、拜龍驤將軍。雄頭大足短、故軍中稱爲大頭龍驤。健甚重之曰、元才、吾之姬旦。... (略)...

i4014 (168 頁) 『太平御覽』卷三六四 人事部五 頭下

崔鴻前秦錄曰、東海王符雄、字元才、洪之季子、以功拜龍驤將軍、征伐皆有殊績。雄醜形貌、頭大足短、故軍中稱之爲大頭龍驤。

i4064 (174 頁) 『太平御覽』卷三八二 人事部二三 醜丈夫

又(崔鴻十六國春秋前秦錄)曰、符雄字元才、趙建武中、拜龍驤將軍、貌醜、頭大而足短、故軍稱爲大頭龍驤。

『幼』11 は部・小項目・小見出しが『初學記』と共通し、また文章も『初學記』の節略となっているので、『幼』11 は『初學記』を引用したことは疑いない。

『幼』24 卷十七 居處部 道路 樹槐

崔鴻前秦錄曰、苻堅滅燕趙之後、自長安至於諸州、皆夾路樹槐柳、二十里一亭、四十里一旅、行者取給於塗、商資販於道。

W0093 (70 頁) 『初學記』卷二四 居處部 道路 第十四 藩竹 樹槐

崔鴻前秦錄曰、苻堅滅燕趙之後、自長安至於諸州、皆夾路樹槐柳、二十里一亭、四十里一旅、行者取給於塗、工商資販於道。

〔註〕嚴・陸校、滅燕趙 滅燕。

r0008 (276 頁) 『重刊增廣分類林雜說』卷一五 園囿道塗篇九六

苻堅。前秦錄。苻堅滅燕趙之後、自長安至於諸州、皆夾道植槐柳、二十里一亭、四十里一旅、行者取給於塗。

『幼』24 は部・小項目・小見出しが『初學記』と共通し、文章にも殆ど異同がみられないため、『幼』24 は『初學記』を引用したといえる。なお、『初學記』のこの條には、「滅燕趙」を「滅燕」に改めるべきとする嚴可均・陸心源の校勘がついている。これは、前秦が趙の滅亡と無関係であったことにもとづくのであろうが、『幼學指南鈔』においても當該箇所は「滅燕趙」となっており、『初學記』の古いテキスト おそらく唐代に通行したものが反映された箇所といえる。

(c) 後燕錄

『幼』15 卷九 人部四 貧 四壁

崔鴻燕錄曰、魏郡王高家貧、徒有四壁。

W0070 (68 頁) 『初學記』卷一八 人部中 貧第三 一瓢 四壁

崔鴻後燕録曰、魏郡王高家貧、徒有四壁。

『幼』15は部・小項目・小見出しが『初學記』と共通し、文章にも殆ど異同がみられないため、『幼』15は『初學記』からの引用とみなすことができる。

『幼』16 人部四 蕪 食藜

崔鴻後燕録曰、王高、秦末飢亂、飢食藜申、寒衣草衣。

W0067(67頁)『初學記』卷一八 人部中 貧第三 蕪菽 食藜

崔鴻後燕録、王高、秦末飢亂、父母兄弟死者十有五人、飢食藜申、寒衣草衣。

『幼』16は小項目を異にするものの、部と小見出しが『初學記』と共通し、また文章も『初學記』の節略となっているので、『幼』16は『初學記』を引用したと考えられる。

(d) 前涼録

『不甲』 前涼録云、張植爲西域校尉、與奮威將軍牛霸率騎救張冲於敦煌、六月至於流沙、無水、士卒渴甚。植乃剪髮肉袒、徒跣升壇慟泣、請天降雨。俄而雲起西北、雨水成川、植磔所乘馬祭天而去。

i1007(93頁)『太平御覽』卷一一 天部一一 祈雨

又(崔鴻春秋)前涼録曰、張植爲西域校尉、與奮威將軍牛霸率騎救張冲、六月至于流沙、無水、士卒渴甚。植乃剪髮肉袒徒跣升壇、慟泣請雨、俄而雲起西北、雨水成川。植殺所乘馬祭天而去。

『不甲』は、ここに引用した『太平御覽』と内容はほぼ同一であるが、五文字ほど『太平御覽』より多い。前述したように、『不甲』は中唐以後の佚名作者の編纂が増編にかかるものと考えられており、くわえて初唐の皇帝を避諱していることから、唐人の著作であることは疑いない。よって、『不甲』が『太平御覽』を参照することはありえない。

(2) 三十國春秋

『幼』12 卷七 人部一 長人 申香拂蓋

三十國春秋、置左右一鎮郎及拂蓋郎、申香爲拂蓋郎、長一丈九尺。

W0072(68頁)『初學記』卷一九 人部下 長人第四 巨霸枕股 申香拂蓋

三十國春秋、置左右鎮郎及拂蓋郎、申香爲拂蓋郎、長一丈九尺。

『幼』12は部・小項目・小見出しが『初學記』と共通し、文章にも殆ど異同がみられないため、『幼』12は『初學記』からの引用といえる。

『幼』20 卷十六 武部上 鞭 持鐵

蕭方等三十國春秋曰、王澄衆有二十人、持鐵馬鞭。

W0083 (69 頁)『初學記』卷二二 武部 鞭 第九 持鐵 埋銅

蕭方等三十國春秋曰、王敦謀害王澄、而澄衆有二十人、持鐵馬鞭 爲衛。

『幼』20 は部・小項目・小見出しが『初學記』と共通し、また文章も『初學記』の節略となっているので、『幼』20 は『初學記』からの引用と考えられる。

『幼』31 卷十九 服飾部 鏡 青銅

蕭方等三十國春秋曰、云云、鏡黃金婉轉繩等以之爲信。

W0102 (71 頁)『初學記』卷二五 器物部 鏡 第九 玄錫粉 黃金繩

蕭方等三十國春秋曰、慕容垂攻置、苻丕遣其從弟就請救、乃遣謝玄青銅鏡、黃金婉轉繩等、以之爲信。

d0010 (88 頁)『白氏六帖事類集』卷四 鏡第二六 青銅鏡

蕭方等三十國春秋曰、慕容垂攻置、苻丕遣其從弟就請救、乃遣謝玄青銅鏡黃金婉轉繩等、爲信。

i6066 (211 頁)『太平御覽』卷七一七 服用部一九 鏡

又曰、慕容垂攻置、苻丕遣其從弟龍請救、乃遣謝玄青銅鏡、黃金婉轉繩等、以爲之信。

q0008 (272 頁)『白孔六帖』卷一三 鏡

蕭方等三十國春秋曰、慕容垂攻置、苻丕遣其從弟就請救、乃遣謝玄青銅鏡黃金婉轉繩等爲信。

『幼』31 は、文章こそ『初學記』の節略と見なすことができるが、部と小見出しは一致せず、小項目と小見出しはむしろ『白氏六帖事類集』に類似する。しかし、『幼』31 の「以之爲信」の箇所が『白氏六帖事類集』では単に「爲信」となっているため、『白氏六帖事類集』ではなく、『初學記』からの引用と考えたい。

『幼』38 卷三十 蟲豸部 蠅 入秦王牖

卅國春秋曰、秦王苻堅持赦草詔於露臺、俄有大蒼蠅入牖間、鳴聲甚大、驅而復來。須臾、長安市中唱官今大赦。堅使接之、皆言有青衣童子唱言有赦。堅曰、其向蒼蠅乎。聲 非常、吾故惡之也。

i2016 (116-120 頁、十六國春秋前秦錄)『太平御覽』卷一二二 偏霸部六 苻堅

崔鴻十六國春秋前秦錄曰、... (略) ...。三年九月、鳳皇集于東閣、大赦天下。初、將爲赦、與左僕射猛・右僕射融密議於露堂、悉屏左右。堅自爲文、猛・融進紙筆。有一大蒼蠅入自牖間、鳴聲甚大、集于筆端、驅而復來、堅惡之、久而乃去。俄而長安街巷市里民相告曰、官今大赦。有司以聞。堅驚謂融猛曰、事何從而泄。勅外推窮、咸言有一小人衣黑衣、呼於市曰、官今大赦。須臾不見。堅歎曰、其向蒼蠅乎。聲狀非常、吾固惡之。... (略) ...。

i6014 (205 頁、十六國春秋前秦錄)『太平御覽』卷六五二 刑法部一八 赦

又曰、永興元年、苻堅將爲赦、與尚書左僕射王猛・右僕射苻融密議於露堂、屏左右爲赦文。有一大蒼蠅入自牖間、鳴聲甚大、集於筆端、驅而復來、久之乃去。俄而長安市里相告曰、官今大赦。有司以聞、堅驚謂猛・融曰、禁中何從泄也。於是勅外推之、咸言有一小人衣黑衣、大呼于市曰、官今大赦。須臾不見。堅嘆曰、其向者蒼蠅也。

『幼』38は『三十國春秋』を出典とするが、『霸史輯佚』にて類似の内容を有する佚文はいずれも『十六國春秋』前秦録を出典としているので、『幼』38が出典を書き誤った可能性がある。また内容については、i2016 および i6014 と出入があるため、この條にかんしては『幼學指南鈔』と『太平御覽』が共通の祖本を参照していたとは考えられない。

『廼』2 徐廣。卅國志曰、恭帝被送禪位時、廣爲祕書監、悲泣不已。謝晦止之、廣曰、君爲宗室左命、我爲秦家孝臣、悲歡之事、豈可同也。

『廼』2と共通する内容のものは、『霸史輯佚』にはみえない。くわえて、湯球による『三十國春秋』の輯本にもみえない。『廼』2は、晉宋交替の際における徐廣と謝晦とのやりとりであるが、誤字が多い。この二人のやりとりは、『宋書』(および『南史』)と『晉書』にも見えるが、徐廣の謝晦に対する返答が異なる。

『宋書』卷五五 徐廣傳

初、桓玄篡位、安帝出宮、廣陪列悲慟、哀動左右。及高祖受禪、恭帝遜位、廣又哀感、涕泗交流。謝晦見之、謂之曰、徐公將無小過。廣收淚答曰、身與君不同。君佐命興王、逢千載嘉運。身世荷晉德、實眷戀故主。因更歔歔。

『晉書』卷八二 徐廣傳

初、桓玄篡位、帝出宮、廣陪列、悲動左右。及劉裕受禪、恭帝遜位、廣獨哀感、涕泗交流。謝晦見之、謂曰、徐公將無小過也。廣收淚而言曰、君爲宋朝佐命、吾乃晉室遺老、憂喜之事、固不同時。乃更歔歔。

『宋書』『晉書』と『廼』2を比較してみると、『晉書』の方が『廼』2と共通する箇所が多いことが分かる。『晉書』から類推すると、『廼』2の徐廣の返答は、「君爲宋室左命、我爲晉家老臣」と復元できるのではないかと考える。唐代に現行の『晉書』が編纂された際、『廼』2が引用する『三十國春秋』とソースを同じくする資料が採用されたことになる。

『廼』4 五龍。卅國史曰、辛氏兄弟五人、皆多才術、世人謂之一家五龍、並金友玉昆。

i4221 (195頁、ただし十六國春秋前涼録)『太平御覽』卷四九五 人事部一三六 諺上 崔鴻前涼録曰、辛攀字懷遠、隴西狄道人。父爽尚書郎。兄鑑曠・弟實迅、皆以才識知名。秦雄爲之語曰、五龍一門、金友玉昆。

i7036 (216頁、ただし十六國春秋前涼録)『太平御覽』卷八〇四 珍寶部三 玉上 又前涼録曰、辛攀字懷遠、隴西狄道人。兄鑑曠、弟實迅、皆以才識知名。秦雍爲之語曰、三龍一門、金友玉昆。

『霸史輯佚』にて類似の内容を有する佚文はいずれも『十六國春秋』前涼録を出典としているので、『幼』38と同じく、『廼』4も出典を書き誤った可能性がある。た

だ、前述したように『稻金』は唐の文宗開成年間までに成立したと考えられているので、『稻金』が『太平御覽』を参照することはあり得ない。さらに言えば、『稻』4にみえる「皆多才術」は、ここに引用した『太平御覽』の二條いずれにも見えないので、かりに『稻』4が『十六國春秋』前涼録の引用間違いであったとしても『太平御覽』が参照した藍本とは別のものを参照していたと考えられる。

(3) 疊中記

『幼』2 卷三 歳時部上 夏 氷井臺

陸网疊中記曰、石季龍於氷井臺藏氷、三伏之月、以氷賜其大臣也。

『幼』5 卷三 歳時部下 伏 季龍須水

疊中記曰、石季龍於氷井臺莊氷、三伏之月、以氷賜其大臣。

W0004 (61頁) 『初學記』卷三 歳時部 夏 第二 風觀 氷臺

陸网疊中記曰、石季龍於氷井臺藏氷、三伏之日、以氷賜大臣。

i1020(95頁) 『太平御覽』卷二一 時序部六 夏上

陸网疊中記、石季龍於氷井臺藏氷、三伏之月、以氷賜大臣。

i1030(96頁) 『太平御覽』卷三一 時序部一六 伏日

王网疊中記曰、石季龍於氷井臺藏氷、三伏之月、以氷賜大臣。

k0005(253頁) 『事類賦』卷四 歳時部 夏

疊中記曰、石季龍於氷井臺藏氷、三伏之月、以氷賜其大臣。

『幼』2と『幼』5は同一の文章で、數字程度の異同があるに過ぎない。この文章がわざわざ『幼學指南鈔』歳時部の上と下の二箇所に採録された理由については考を得ない。『幼』2については、部と小項目が共通し、小見出し・文章もほぼ同じであることから『初學記』からの引用と考えられるが、『幼』5については、『初學記』からの引用文を再利用したのか、あるいは『太平御覽』卷三一(i1030)と共通の祖本から引用したのか、『事類賦』を引用したのか、判然としない。

『幼』3 卷三 歳時部下 三月三日 千金堤

陸网疊中記曰、花林園中千金堤云云。三月三日、石季龍及皇后百官池會。

W0008 (61頁) 『初學記』卷四 歳時部下 三月三日 第六 金堤 石壇

陸网疊中記曰、華林園中千金堤、作兩銅龍、相向吐水、以注天泉池、通御溝中、三月三日石季龍及皇后百官臨池會。

i1028 (96頁) 『太平御覽』卷三十 時序部十五 三月三日

陸网疊中記曰、華林園中千金堤上、作兩銅龍、相向吐水、以注天泉池、通御溝中、三月三日、石季龍及皇后百官臨池會賞。

cf.k0003(253頁) 『事類賦』卷四 歳時部 春

疊中記曰、華林園、千金堤上、作兩銅龍、相向吐水。

『幼』3は部・小項目が『初學記』と共通し、小見出しもほぼ同じである。また文章も『初學記』の節略となっているので、『幼』3は『初學記』からの引用と考えられる。

『幼』4 卷三 歳時部下 五月五日 焚火

壘中記曰、并州俗、以介子推五月五日燒死、世人爲其忌、故云不舉食、非也。北方五月五日、作飲食祠神、及作五色纒五色華相問遺、不爲介子推也。

I0002(30頁)『玉燭寶典』五月仲夏第五

陸网壘中記云、俗人以介子推五月五日燒死、世人爲其忌。故不舉火食、非也。北方、五月五日、自作飲食、祠神廟、及作五色纒、五色花相問遺。不爲子推也。

J0106(41頁)『北堂書鈔』卷一五五 歳時部三 五月五日十八 五色纒華以相問遺注

石虎壘中記云、并州俗、以介子推五月五日燒死、世人爲其忌、不舉食非也。北方、五月五日午時取之、陰乾百日、以其足盡地節也。

W0007(61頁)『初學記』卷四 歳時部下 寒食第五 一月寒食 三日斷火

陸网壘中記曰、并州俗、冬至後百五日、爲介子推斷火、冷食三日、作乾粥、今之糗是也。〔註〕嚴・陸校、今之糗是也 是今之糗也。

W0110(72頁)『初學記』卷二六 器物部 粥第十三 敘事

壘中記曰、并州之俗、以冬至後百五日、爲介子推斷火、冷食三日、作乾粥。

d0002(88頁)『白氏六帖事類集』卷一 寒食第四四 三日斷火

壘中記、并州俗爲介子推、斷火餐食乾粥三日。

i1029(96頁)『太平御覽』卷三一 時序部一五 三月三日

陸网壘中記曰、并州俗以介子推五月五日燒死、世人爲其忌。故不舉食飼、非也。北方五月五日、自作飲食飼神、及作五色纒、五色辛盤相問遺、不爲介子推也。

i7078(220頁)『太平御覽』卷八三〇 資産部一〇 縫

壘中記曰、北方五月五日、自作飲食祠神、乃作五色纒花相遺、不爲介子推。

i7100(223頁)『太平御覽』卷八五八 飲食部一六 酪酥 附麩餅

壘中記曰、并州之俗、以冬至後百五日、介子推斷火冷食。作醴酪、煮粳米或大麥作之。又投大麥於其中、酪搗杏子人煮作之。亦投大麥中。

i7101(223頁)『太平御覽』卷八五九 飲食部一七 糜粥

壘中記曰、并州之俗、以冬至後百五日、介子推斷火冷食。三日乾粥。中國爲寒食。

k0004(253頁)『事類賦』卷四 歳時部 夏

壘中記云、并州俗以介子推五月五日燒死、世人爲其忌。故不舉食。非也。北方五月五日、自作飲食祠神、及作五色辛盤相問遺。不爲子推也。

q0002(272頁)『白孔六帖』卷四 寒食

壘中記、并州俗爲介子推斷火餐食乾粥三日。

s0070(284頁)『重較說郭』馬六九 歳華紀麗

壘中記、并州俗、爲介子推斷火食、食乾粥三日。

『幼』4と共通する内容のものは『霸史輯佚』に多数見えるが、『幼』4に最も近いものは『太平御覽』卷三一(i1029)である。おそらくこの條にかんしては、『幼學

指南鈔』と『太平御覽』は共通の祖本を参照したと思しい。

『幼』10 卷七 人部一 美婦人 髮長七尺

置中記曰、陳遼妹才色甚美、髮七尺、石季龍以爲夫人。

K0008 (45 頁) 『藝文類聚』卷一八 人部二 美婦人

置中記曰、陳遼妹、才色甚美、髮長七尺、石季龍以爲夫人。

i4062(173 頁) 『太平御覽』卷三八一 人事部二二 美婦人下

置中記曰、廣陵公陳遼妹、才色甚美、髮長七尺、石虎以爲夫人。

s0004(277 頁) 『說郛』卷四 墨娥漫錄

陳遼妹才色甚美、髮長七尺、石季龍以爲夫人。

s0016(278 頁) 『重較說郛』馬十八 墨娥漫錄

陳遼妹才色甚美、髮長七尺餘、石季龍愛之取以爲夫人。

〔註〕原文書名無し。s0004 より『置中記』と判明。

『幼』10 は部と小項目が『藝文類聚』と共通し、また文章もほぼ同一であることから、『藝文類聚』からの引用と考えられる。

『幼』18 卷十六 武部上 弓 宛轉形

置中記曰、石虎女騎持雌黃宛轉角弓。

J0037 (34 頁) 『北堂書鈔』卷一二五 武功部一三 弓四六 宛轉注

置中記云、石虎女騎皆手握雌黃宛轉角弓

k0017 (254 頁) 『事類賦』卷一三 服用部 弓

置中記曰、石虎女騎持雌黃宛轉角弓。

i3093 (162 頁) 『太平御覽』卷三四七 兵部七八 弓

置中記云、石虎女騎、皆手持雌黃宛轉角弓

『幼』18 については、『北堂書鈔』と小項目・小見出しが一致し、部も類似し、文章もほぼ同じである。ただし、『北堂書鈔』は『日本國見在書目録』に見えない、という問題があり、くわえて、本間洋一は、この條の出典を『事類賦』としている²⁸。『幼』18 の文章は『事類賦』と一致するが、『幼學指南鈔』が何を参照して小見出しを宛轉形としたか、という問題も残る。

『幼』19 卷十六 武部上 甲 光耀

陸网置中記曰、石季龍左右直衛萬人、皆著五色細鎧、光耀奪白。

W0082 (69 頁) 『初學記』卷二二 武部 甲 第六 光耀 精剛

陸网置中記曰、石季龍左右直衛萬人、皆著五色細鎧、光耀奪目。

〔註〕嚴陸校 直衛 置直衛

²⁸本間洋一 2002、215 頁。『事類賦』は北宋の吳淑(947~1002)撰。日本への將來時期は不明だが、菅原爲長(1158~1246)が参照していたことは確かである。

i3111 (164 頁) 『太平御覽』 卷三五六 兵部八七 甲下
豊中記曰、石季龍左右置直衛萬人、皆著五色細鎧、光耀奪目。
s0021 (279 頁) 『重較說郭』 馬五九
石季龍左右置直衛萬人、皆著五色細鎧、光耀奪目。

『幼』 19 は部・小項目・小見出しが『初學記』と共通し、文章も一文字書き誤りがあるだけなので、『幼』 19 は『初學記』を引用したといえる。なお、『初學記』のこの條には、『幼』 24 (『十六國春秋』前秦録) とおなじく、嚴可均・陸心源の校勘がついており、「左右」と「直衛」の間に「置」字を挿入すべきだとしている。これは、『太平御覽』 卷三五六 (i3111) を念頭に置いているのであろうが、『幼』 24 の場合と同様、『初學記』の古いテキストには、もともと「置」字が記されていない可能性が高い。

『幼』 21 卷十七 居處部 臺 銅雀
豊中記曰、豊城西北立臺、皆因城爲基趾。中央名銅爵臺、北則冰井臺、又曰西臺、六十七丈。上作銅鳳、牕皆銅籠、疏雲母幌。日之初出、流光照曜也。
『藝文類聚』 卷六二 居處部 二 臺
豊中記曰、豊城西北立臺、皆因城爲基趾。中央名銅雀臺、北則冰井臺、又曰西臺、高六十七丈。上作銅鳳、窗皆銅籠、疏雲母幌、日之初出、乃流光照曜。
W0033(64 頁) 『初學記』 卷八 州郡部 河北道第五 三臺 九殿
陸网豊中記曰、魏武於豊城西北立三臺、中臺名銅雀臺、南名金獸臺、北名水井臺。
s0012(278 頁) 『說郭』 卷三一 紫微雜記
陸网豊中記云、魏武于豊城西北立三臺、中名銅雀、南名金獸、北名冰井。

『幼』 21 は部と小項目が『藝文類聚』と共通し、文章も殆ど異同がないので、『藝文類聚』からの引用と考えられる。なお、『霸史輯佚』は『藝文類聚』も取材対象としているが、この條の採録を漏らしている。

『幼』 25 卷十九 服飾部 屏風 季龍畫仙
陸网豊中記曰、石季龍作金銀紉屈膝屏風、衣以白縑、畫義士仙人禽獸。
W0094 (70 頁) 『初學記』 卷二五 器物部 屏風 第三 孫亮鏤瑞 季龍畫仙
陸网豊中記曰、石季龍作金銀屈膝屏風、衣以白縑、畫義士、仙人、禽獸。
J0061 (36 頁) 『北堂書鈔』 卷一三二 服色部一 屏風一一 金鈕屈膝注
豊中記云、石虎作金銀鈕屈膝屏風、依以白縑、高施則八尺、下施則四尺、或施六尺、從意所欲畫義士仙人禽獸之相、讚皆三十二言。
i6052(209 頁) 『太平御覽』 卷七〇一 服用部三 屏風
豊中記曰、石虎作金銀鈕屈膝屏風、衣以白縑、畫義士仙人禽獸之像、讚者皆三十二言。高施則八尺、下施四尺、或施六尺、隨意所欲也。
s0042(281 頁) 『重較說郭』 馬五九
石虎作金銀鈕屈膝屏風、衣以白縑、畫義士仙人禽獸之像、讚者皆三十二言。高施則八尺、下施四尺、或施六尺、隨意所欲也。

『幼』25は、部こそ異なるものの、小項目と小見出しが『初學記』と共通し、文章も殆ど異同がないことから、『初學記』からの引用と考えられる。

『幼』27 『幼學指南鈔』卷十九 服飾部 席 五香

陸网壘中記曰、石季龍作席以鋪裏五香、雜以五采綾、編蒲皮緣之以錦。

W0097(70頁)『初學記』卷二五 器物部 席第六 五香 六采

壘中記曰、石季龍作席、以金裏五香、雜以五采綾、編蒲皮、緣之以錦六采、席所以祭天、已具紋事。

J0063(36頁)『北堂書鈔』卷一三三 服色部二 席一九 石虎線編注

壘中記云、石虎作席以金裏五香、雜以五色綾、編蒲皮緣之以錦、石虎御坐之制、必以五色線、編蒲心爲之薦席也。

i6060(210頁)『太平御覽』卷七〇九 服用部一一 薦蓆

壘中記曰、石虎作席、以錦裏五雜香、以五綵製編蒲、皮緣之錦。

s0041(281頁)『重較說郛』馬五九

石虎作席以錦、雜以五香、施以五采製、編蒲皮緣之錦。

『幼』27も先程と同様に、部こそ異なるものの、小項目と小見出しが『初學記』と共通し、文章も殆ど異同がないことから、『初學記』からの引用と考えられる。ただし、『幼』27に「陸网」の二字が多い理由について、『幼學指南鈔』が補ったのか、あるいは『初學記』にもともと「陸网」があつて後に脱落したのか、考を得ない。

『幼』28 『幼學指南鈔』卷十九 服飾部 扇 二面

陸网壘中記曰、石季龍作雲母五明金薄莫難扇、此一扇之名也。二面采漆、畫列仙奇鳥異獸。

W0098(70頁)『初學記』卷二五 器物部 扇第七 六角 二面

壘中記曰、石季龍作雲母五明金薄莫難扇、此一扇之名也、薄打純金如蟬翼、二面采漆畫列仙奇鳥異獸、其五明方中辟方三寸或五寸、隨扇大小、雲母帖其中、細鏤縫其際、雖掩盡而彩色明徹、看之如謂可取、故名莫難也、季龍出時、以扇挾乘輿。

J0067(37頁)『北堂書鈔』卷一三四 服色部三 扇二四 金薄注

壘中記云、石虎作雲母五明金薄莫難扇、此一扇之名也、扇畫列仙奇鳥獸、其五明方中辟、方三寸或五寸、雲母帖其中、細鏤縫其際、雖掩畫象而采色明徹、看之如謂可取、故名爲莫難者也。

d0012(89頁)『白氏六帖事類集』卷四 扇第二七 雲母五明金薄莫難扇

壘中記曰、石季龍作雲母五明金薄莫難扇、此一扇之名也、薄打純金如蟬翼、二面采畫列仙奇鳥異獸、其五明分中辟方三寸、或五寸、隨扇大小、雲母帖其中細鏤縫、其際維掩盡、而彩色明徹、看之如謂可取、故名莫難也、季龍出以扇挾乘輿。

i6054(210頁)『太平御覽』卷七〇二 服用部四 扇

壘中記曰、石虎作雲母五明金薄莫難扇、此一扇之名也、薄打純金如蟬翼、二面彩漆畫列仙

奇鳥異獸、其五明方中、辟方三寸、或五寸、隨扇大小。雲母帖其中、細鑲縫爲其際、唯畫而彩色明徹、看之如謂可取、故名莫難也、虎出時以此扇挾乘輿、亦用象牙桃枝扇、其上竹或綠沈色、或木蘭色、或作紫紺色、或作鬱金色。

i7044(217 頁)『太平御覽』卷八〇八 珍寶部七 雲母

石虎置中記曰、虎作雲母五明金薄扇。

k0019(254 頁)『事類賦』卷一四 服用部 扇

置中記曰、石虎作雲母五明金薄莫難扇、薄打純金如蟬翼、二面彩漆、畫列仙奇鳥異獸、雲母帖其中、彩色明徹。虎出時、用此扇挾乘輿。又有象牙桃枝扇、或綠沈色、或木蘭色、或作紫紺色、或作鬱金色。

q0011(273 頁)『白孔六帖』卷一四 扇

置中記曰、石季龍作雲母五明金薄莫難扇、此一扇之名、金薄打純金如蟬翼、二面采畫列仙奇鳥異獸、其五明分中辟方三寸、或五寸、隨扇大小。雲母帖其中細鑲綠、其際維掩畫、而彩色明徹、看之如謂可取、故名莫難也。季龍出以扇挾乘輿。

s0002(277 頁)『說郛』卷四 墨娥漫錄

石季龍作雲母五明金薄莫難扇、薄打純金如蟬翼、二面采畫列仙奇鳥異獸、隨扇大小。雲母帖其中細鑲縫、其際雖掩畫、而綵地明徹、看之如謂可取、故名莫難也、季龍出以扇挾乘輿。

s0018(278 頁)『重較說郛』馬五九

石季龍作雲母五明金薄莫難扇、薄打純金如蟬翼、二面采漆畫列仙奇鳥異獸、其五明方中辟方三寸、或五寸、隨扇大小。雲母帖其中細鑲縫、其際雖掩畫、而彩色明徹、看之如金可取、故名莫難也。季龍出時、以扇挾乘輿。

『幼』28 もやはり先程と同様に、部こそ異なるものの、小項目と小見出しが『初學記』と共通し、文章も『初學記』の節略となっているので、『幼』28 は『初學記』からの引用と考えられる。『幼』27 と同じく、『幼』28 にも『初學記』と比べて「陸網」の二字が多いのだが、その理由はやはり考を得ない。

『幼』29 卷十九 服飾部 香鑪 金銀鑲

置中記曰、石季龍冬月爲複帳、帳四角安純金銀鑿鑲香爐。

W0100 (71 頁)『初學記』卷二五 器物部 香鑪 第八 敘事

置中記曰、石季龍冬月爲複帳、四角安純金銀鑿鑲香爐。

J0056 (36 頁)『北堂書鈔』卷一三二 服飾部一 帳五 角安金爐頂安金蓮注

石虎置中記云、冬月稷大明光綿絮以房子綿一百二十斤、白縑爲裏、名複帳、帳之四角安純金銀鑿鑲、香爐以石墨、燒集和名香、帳頂上安金蓮花中縣金薄、織成紈囊、飾以、囊受三升以盛香、帳之四面上十二香、囊采色亦同、但小囊耳、百丈以經節貫玉壁內帳雄也。

J0068 (37 頁)『北堂書鈔』卷一三五 服飾部四 香爐三七 金鑲香爐注

置中記曰、石季龍冬月爲複帳、帳之四角安純金銀、鑿鑲香爐。

i6055 (210 頁)『太平御覽』卷七〇三 服用部五 香爐

置中記曰、石虎冬月爲複帳、四角安純金銀鑿鑲香爐。

s0043(281 頁)『重較說郛』馬五九

石虎冬月爲複帳、四角安純金銀、鑿鑲香爐。

『幼』29は、小項目しか共通しないが、文章には殆ど異同がない『初學記』からの引用と考えられる。『幼』29の方が、『初學記』と比べて「帳」が一文字多いが、これは重文符號（踊り字）によって表記されたもので、『初學記』にも本来重文符號が存在していたが後に脱落したのではないかと推測する。

『幼』30 卷十九 服飾部 鏡 二三尺

陸网豊中記曰、石季龍三臺及内宮中鏡徑二三尺者。

W0101 (71頁) 『初學記』卷二五 器物部 鏡 第九 九寸 三尺

豊中記曰、石季龍三臺及内宮中鏡、有徑二三尺者、有尺五寸者。

〔註〕嚴・陸校、徑二三尺 徑三尺。

J0071 (37頁) 『北堂書鈔』卷一三六 服色部五 鏡六五 徑三尺注

豊中記云、石虎三臺及内宮中鏡有徑三尺者、下有純金盤龍及彫类金用數斤者也。

d0009 (88頁) 『白氏六帖事類集』卷四 鏡第二六 徑二三尺

陸网豊中記曰、石季龍三臺及内宮中鏡、有徑二三尺者有五寸者。

I6067 (211頁) 『太平御覽』卷七一七 服用部一九 鏡

豊中記曰、石虎三人臺及内宮中鏡有徑二三尺者、純金蟠彫飾。

q0009(272頁) 『白孔六帖』卷一三 鏡

陸网豊中記曰、石季龍三臺及内宮中鏡有徑二三尺者、有五寸者。

『幼』30は部が異なるが、小項目が『初學記』と共通し、小見出しと文章も殆ど異同がないことから、『幼』30は『初學記』を引用したといえる。なお、『初學記』のこの條には、『幼』19(『豊中記』)、『幼』24(『十六國春秋』前秦録)の時とおなじく、嚴可均・陸心源の校勘がついており、「徑二三尺」を「徑三尺」とすべきだとしている。しかし、『幼』19や『幼』24の場合と同様、『初學記』の古いテキストにおいても、「徑二三尺」であったことを示唆する。

『幼』32 卷二二中 火部下 燈 百廿枝

豊中記曰、石虎正旦會於殿前、設百廿枝燈。

K0029 (48頁) 『藝文類聚』卷八〇 火部 燈

豊中記曰、石虎正旦會於殿前、設百二十枝燈。

i7105(223頁) 『太平御覽』卷八七〇 火部三 燈

豊中記曰、石虎正〔平聲〕會、於殿前設百二十枝燈、以鐵爲之。

『幼』32は部と小項目が『藝文類聚』と共通し、文章も同じなので、『藝文類聚』からの引用と考えられる。

『幼』33 卷二二中 火部下 庭燎 石虎庭中

豊中記曰、石虎正會、殿庭中端門外及唾闔前、設庭燎各二號、六處皆六丈。

K0030 (48頁) 『藝文類聚』卷八〇 火部 燈

置中記曰、石虎正旦會、殿庭中端門外及瞳闔前、設庭燎、皆二號、六處皆六丈。

i7107(224頁)『太平御覽』卷八七一 火部四 庭燎

石虎置中記曰、石虎正會庭中。端門外及瞳闔前、設庭燎、各二號六處各六丈。

『幼』33は部が『藝文類聚』と共通し、文章も殆ど同じなので、『藝文類聚』からの引用と考えたいところであるが、小項目が『太平御覽』と共通し、文章も殆ど異同がない。よって、『太平御覽』と共通の祖本から引用した可能性も残る。

『幼』35 卷二四 寶貨部 錦 鳳凰

陸网置中記曰、御府中有鳳皇錦、朱雀錦。

W0117(72頁)『初學記』卷二七 寶器部 錦 第六 文龍 朱雀

陸网置中記曰、御府中有鳳皇錦、朱雀錦。

c0007(87頁)『祕府略』卷八六八 布帛部三 錦 (『續群書類從』卷八八三 雜部三三)
徐堅初學記事對曰、交龍朱雀〔…陸网置中記曰、御府中有鳳皇、朱雀錦也。〕、班文緣地〔陸网置中記織曰、錦羅在中、尚方三署皆數百人。有班文錦鳳皇。…〕、…明光柔滑〔陸网置中記曰、石季龍冬月、施熟錦流蘇斗帳四角安純金龍、頭銜五色、流蘇或用黃縹博山文錦、或用紫錦、大小明光錦。…〕

cf.i7054(218頁)『太平御覽』卷八一五 布帛部二 綿、k0014、s0017etc

又(置中記)曰、織錦署在中尚方。大登高・小登高・大明光・小明光・大博山・小博山・大茱萸・小茱萸・大交龍・小交龍・葡萄文錦・班文錦・鳳皇錦・朱雀錦・韜文錦・桃核文錦。

『幼』35は小見出しが共通しないものの、部がほぼ同じ、小項目と文章が『初學記』と共通することから、『初學記』からの引用と考えられる。

『瑠』 解飛、石虎時人、往巧作車、左轂上碓、右轂致碓。車行十里、磨麥一石、舂米兩斛。又爲虎造鳳陽門、門將欲成、有兜率天人來下、見飛大怒、責之曰、汝在天上犯罪、何以輒造此門。可還天上不得住也。須臾解飛因斧脱悞斫、傷額而死。言此鳳陽門者、則天上鳳陽門也。出石虎置中記。

r0002(275頁)『重刊增廣分門類林雜說』卷五 機巧篇二五

解飛、能造旃車、左轂致碓、右轂致碓、行十里、磨麥一石、舂米一石。虎驚、每出、將此車隨從。又造鳳陽門。門成、忽有一兜率天人下見飛、怒曰、汝在天上犯罪、何在此造此門。門畢、還上天。須臾、因斫木斧脱、傷額而死鳳陽。乃謂天上有鳳陽門也。
出石虎置中記。

i7011(213頁)『太平御覽』卷七五二 工藝部九 巧

置中記曰、石虎有指南車及司里車、又有舂車木人、及作行碓於車上、動則木人蹋碓、行十里、成米一斛。又有磨車、置石磨於車上、行十里、輒磨一斛。凡此車、皆以朱彩爲飾、唯用將軍一人。車行則衆巧竝發。車止則止。中御史解飛・尚方人魏猛變所造。虎至性好佛、衆巧奢靡、不可紀也。嘗作擅車、廣丈餘、長二丈、安四輪、作金佛像坐於車上、九龍吐水灌之。又作一木道人、恆以手摩佛心腹之間。又十餘木道人、長二尺餘、皆披袈裟、繞佛行、

當佛前輒揖禮佛、又以手撮香投爐中、與人無異。車行則木人行、龍吐水。車止則止、亦解飛所造也。

『太平御覽』卷七六二 器物部七 磨

置中記曰、解飛者、石虎時工人。造作旃檀車、左轂上置碓、右轂上置碓。每行十里、磨麥一石、舂米一斛。i7076(220頁)『太平御覽』卷八二九 資産部九 舂
石虎置中記曰、有舂車、作木人反行碓於車上、動則木人踏碓舂、行十里、成米一斛。

s0027(279頁)『重較說郭』弓五九

解飛者、石虎時工人、作旃檀車、左轂上置碓、右轂上置碓、每行十里磨麥一石舂米一斛。

〔註〕原文の檀は異體字。

s0033(280頁)『重較說郭』弓五九

有舂車作木人、反行碓于車上、動則木人踏碓、舂行十里成米一斛。

『霸史輯佚』が蒐集した佚文のうち、出入があるものの『瑠』と最も近いものは『重刊増廣分門類林雜說』である。『霸史輯佚』の解題によると、『重刊増廣分門類林雜說』は、唐・于立政『類林』を金代に王朋壽が増補したものであるという。王三慶 1993 は、解飛のエピソードを機巧篇に屬すとみなしているが、S.2072 には、「機巧」の二字は見えない。王三慶 1993 は『重刊増廣分門類林雜說』に引きずられたと思われるが、その区分には首肯すべきと考える。王三慶 1993 によると、S.2072 のうち、機巧篇に屬する人物と出典をまとめると以下ようになる。

田夫(出典:『類林』) 偃師(出典:『類林』) 馬鈞(出典:『類林』) 解飛(出典:石虎『置中記』) 公般輸(出典:『類林』) 孔明(=諸葛亮、出典なし) 區純(出典なし) 葛田(=葛由、出典:『葛洪傳』)

S.2072 の解飛のエピソードは、『類林』を出典とするものに挟まれていることが分かる。いっぽう、『重刊増廣分門類林雜說』の機巧篇に屬する人物と出典をまとめると以下ようになる。

葛由(出典:葛洪『神仙傳』) 王恭、解飛(出典:『石虎置中記』) 馬鈞、偃師、武侯(=諸葛亮) 魯般、子貢、鹿皮翁

兩者のうち、偃師、馬鈞、解飛、諸葛亮、葛由が共通し、また内容も類似していることは王三慶 1993 および福田俊昭 2003²⁹が既に指摘している。おそらく、『瑠』の『置中記』は原本を参照したのではなく、『類林』が引用したものを S.2072 が孫引きしたため、『瑠』と『重刊増廣分門類林雜說』と類似する結果となったのではなからうか。なお『太平御覽』卷七六二は『霸史輯佚』の採録漏れである。

(4) 『華陽國志』

²⁹王三慶 1993、688～689頁、福田俊昭 2003、133～139頁。

『華陽國志』は『日本國見在書目錄』に著録されているが、『幼學指南鈔』の撰者が原典から引用したとは考えにくい。また、任乃強『華陽國志校補圖注』も参照し、該當箇所を引用した。【 】などの記號は、同書のもをを引き寫したものである。

『幼』22 卷十七 居處部 門 相如影

華陽國志曰、蜀城北四十里、有升遷橋、送客觀。司馬相如初入長安、題其門曰、不乘赤車四馬、不後過汝下。

Y0015 (79 頁) 史記・索隱 卷一一七 司馬相如列傳第五七

華陽國志云、蜀大城北十里有升仙橋、有送客觀也。相如初入長安、題其門云、不乘赤車駟馬、不過汝下也。

i1091 (103 頁) 『太平御覽』卷七三 地武三八 橋

又(常璩華陽國志)曰、升遷橋、在成都縣北十里、即司馬相如題橋柱曰、不乘駟馬高車、不過此橋。

j0059 (246 頁) 『太平寰宇記』卷七二 劍南西道一 益州 華陽縣昇仙橋

華陽國志云、昇仙橋送客觀、即司馬相如初入長安、題市門曰、不乘赤車駟馬、不過汝下。

Cf 『水經注』卷三三にも類似の文章があるが、出典を明記せず。

『華陽國志校補圖注』卷三 蜀志 (152 頁)

城北十里有昇遷橋、有送客觀。司馬相如初入長安、題市門曰、不乘赤車駟馬、不過汝下也。

『幼』22 は、現行の『華陽國志』と大きな差は無いが、より近いのは、『史記』索隱に引用されたものである。とくに、現行の『華陽國志』が「題市門」としている箇所を、『幼』22 と『史記』索隱がともに「題其門」としている點は注目される。『幼學指南鈔』が『史記』索隱を引用したわけではなく、『幼學指南鈔』の原資料あるいは索隱の撰者である司馬貞が参照しえた唐代の『華陽國志』テキストでは「題其門」となっていたのであろう。

『幼』8 卷五 水部 愬水 錦流

華陽國志曰、成都道西城、故織錦官也。錦工織錦、濯流江中則鮮明、故命曰錦里城也。

W0015 (62 頁) 『初學記』卷六 地部中 總載水 第一 粉水 錦流

華陽國志曰、成都道西城、故錦官也。錦工織錦、濯流江中則鮮明、濯他江則不如、故命曰錦里城。

〔註〕嚴陸校 成都道 成都

Y0010 (79 頁) 『史記』正義 卷二九 河渠書第七 『括地志』所引

華陽國志云、蜀時濯錦流江中、則鮮明也。

k0007 (253 頁) 『事類賦』卷七 地部 水

華陽國志曰、成都道西城、故錦官也。錦工織錦、濯於江中則鮮明、濯他江則不如、

故名錦里城。

『華陽國志校補圖注』卷三 蜀志 (153 頁)

其道西城、故錦官也。錦【工】〔江〕織錦濯其中則鮮明、濯他江則不好。故命曰錦里也。

『幼』8 は部が異なるものの、小見出しが共通し、小項目・文章にはほとんど異同がなく、『初學記』からの引用と考えられる。さらに、現行の『華陽國志』のテキストよりも、『幼』8 と『初學記』は近い関係にあることがわかる。また、『幼』19、『幼』30 (『置中記』)、『幼』24 (『十六國春秋』前秦録) の時とおなじく、『初學記』には嚴可均・陸心源の校勘がついており、「成都道」の「道」を衍字としている。しかし、先の諸例と同様、『初學記』の古いテキストにおいても、「道」字が存在したことを示唆する。

『幼』6 『幼學指南鈔』卷四 地部上 峨眉山 峨眉山

花陽國志曰、犍爲南安縣有峨眉山、去縣八十里。孔子地圖云、有仙藥。漢武求之、不能得。益州記曰、峨眉山在南安縣界、當縣南八十里。兩山栩首望如峨眉。

i1004 (98 頁) 『太平御覽』 卷四〇 地部五 峨眉山

華陽國志曰、犍爲南安縣南、有峨眉山、去縣八十里。地圖云、有仙藥、漢武求、不能得。
(益州記曰、峨眉山在南安縣界、當縣南八十里、兩山首相望如峨眉。)

『華陽國志校補圖注』卷三 蜀志 (172-175 頁)

犍爲郡、孝武建元六年置。…南安縣、郡東四百里。…南有峨眉山、山去縣八十里。《孔子地圖》言、有仙藥。漢武帝遣使者祭之、欲致其藥、不能得()。

() 任乃強校語：此二十三字、疑後人竄入。

『幼』6 の内容は、『太平御覽』とほぼ同じである。『幼』6 ではあえて『華陽國志』につづけて『益州記』も引用した。『太平御覽』を確認すると、『幼』6 と同様、『華陽國志』と『益州記』が連続しているので、『幼』6 と『太平御覽』は、『華陽國志』『益州記』と續く共通の祖本を参照していたことになる。兩者の間に位置する『孔子地圖』について、任乃強は、「孔子地圖」より「不能得」までの23字を後代の竄入とみなしているが、唐代に通行した『華陽國志』のテキストには、『孔子地圖』に関する記事が存在していたことは疑いあるまい。

『幼』36 卷二七 草部 竹 得嬰兒

華陽國志曰、有竹王者、興於遼水。有一女流於水、有三大竹流入女足間、於之不去、聞有兒聲、持歸破竹得男。長養有武才、遂雄夷狄。氏竹姓。所破竹於野成林。今王祠竹林是也。

D0005 (29 頁) 『齊民要術』卷十 竹

華陽國志云、有竹王者、興於豚水。有一女浣於水濱、有三節大竹流入女足間、推之不去。聞有兒聲、持歸破竹得男。長養有武才、遂雄夷狄。氏竹爲姓。所破竹於野成林。今王祠竹林是也。

『事類賦』卷二四 草部 竹

華陽國志曰、有竹王者、興於遼水。有一女浣於水濱、有三大竹流入女足間、推之不去、聞有兒聲、持歸破竹得男。長養有武才、遂雄夷狄。氏竹爲姓。所破竹於野成林。今王祠竹林是也。

e0002 (90 頁) 『獨異志』卷中

華陽國志、夜郎者、有一女子浣服水濱、忽見三節大竹筒至女前、聞竹中兒啼、剖而視之、得一男收養、及長、甚有武才、自立爲夜郎侯、以竹爲姓。

i8122 (237 頁) 『太平御覽』卷九六二 竹部一 竹上

華陽國志云、有竹王者、興於遼水。有一女、浣於水濱、有三節大竹流入女足間、推之不去、聞有兒聲。持歸、破竹、得男。長養、有武才、遂雄夷狄、氏竹爲姓。所破竹、於野成林、今王祠竹林是也。

j0075 (247 頁) 『太平寰宇記』卷七五 劍南西道四 邛州 大邑縣竹王廟

華陽國志云、竹王者、興於豚水。有一女子、澣於水濱、有三節大竹流入。女子足間。推之、不去、聞有兒聲、取持歸破之、得一男兒。長養有才武。遂雄夷狄民、以竹爲姓。捐所破竹於野、成林、今竹王祠竹林是也。王與從人嘗指大石上、命作羹、從者曰無水、王以劍擊石水出、今王水是也。破石存焉。

『華陽國志校補圖注』卷四 南中志 (230 頁)

有竹王者、興於遼水。〔先是〕有一女子浣於水濱。有三節大竹流入女子足間、推之不肯去、聞有兒聲。取持歸、破之、得一男兒。〔養之。〕長【養】有才武、遂雄夷【狄】〔濮〕、氏以竹爲姓。捐所破竹於野、成竹林、今竹王祠竹林是也。

『幼』36 と内容が共通する『太平御覽』成立以前のものは、『霸史輯佚』においては『齊民要術』しか該当しない。同書はたしかに『日本國見在書目録』に著録されてはいるが、『幼學指南鈔』が参照したのは、ここに引用した『事類賦』であろう（なお、『事類賦』のこの條は『霸史輯佚』の採録漏れである）。また、『幼』36 の「長養有武才」は、現行テキストの「長【養】有才武」を校勘しえる箇所といえる。

『綱』1 李祚。華陽國志曰、李祚守郊趾、堅守其郡晉。舅黎晃爲吳上將、政祚、并使人招之。祚報曰、舅自吳將、祚自晉臣、唯力是搏、不可招也。終不改也。

『華陽國志校補圖注』卷四 南中志 (309 頁)

功曹李祚、見交趾民殘害、還、遂率吏民保郡爲晉。祚舅黎晃爲吳將、攻伐祚、不下。數遣人解諭、〔欲〕降之。祚答曰、舅自吳將。祚自晉臣。惟力是視矣。邵暉子【允】胤、先爲父使詣洛、拜奉車都尉。比還。暉敗亡。胤依祚固守。求救南中。南中遙爲之援。〔踰時乃拔。〕〔南中〕諸姓、得世有部曲。弋遣之南征。因以功相承也。

『綱』1と内容が共通するものは『霸史輯佚』にはみえない。また、『綱』1は『華陽國志』の現行テキストを大幅に節略したものであるが、「不可招也。終不改也」の8文字は『華陽國志』にはみえない。節略はともかく、8文字が追加された理由については考を得ない。『綱』1の「政」を、王三慶1993は「征」の通假字と解するが、『華陽國志』と比較して考えると、「攻」の誤字ではなかろうか。

『綱』3 嚴顔。華陽國志。吳使顔爲將、守城、蜀將張飛攻城、飛傳言、汝聞將軍至、何不出降。顔謂曰、我但斫頭草賊、不見將軍。飛怒、攻破其城、生擒嚴顔、令左右斫頭來。顔曰、斫即折、公何怒也。

i4151 (185 頁) 『太平御覽』卷四三八 人事部七九 烈士

常璩華陽國志曰、張飛攻破巴郡、獲將軍嚴顔、謂曰、大軍至、何以不降、敢逆戰乎。顔對曰、卿等無狀、侵奪我州、但有斷頭將軍、無降將軍也。飛怒曰、牽去襍頭。顔正色曰、斫頭便斫、何爲怒也。飛義之、引爲賓客。

『華陽國志校補圖注』卷五 公孫述劉二牧志 (348 頁)

巴郡太守巴西趙筭拒守、飛攻破之。獲將軍嚴顔、謂曰、大軍至、何以不降、敢逆戰。顔對曰、卿等無狀、侵奪我州。我州但有斷頭將軍、無降將軍也。飛怒曰、牽去斫頭。顔正色曰、斫頭便斫、何爲怒也。飛義之、引爲賓客。

『綱』3は、よく知られた張飛と嚴顔とのやりとりであるが、現行の『華陽國志』と大幅に異なる。そもそも嚴顔が呉の配下であったとするのは歴史事實と異なるし、攻撃前に張飛が嚴顔に降伏をすすめた話は、『三國志』にも見えない(むしろ近いのは『三國演義』である)、『綱金』が引用する『華陽國志』は、『綱』1『綱』3いずれも亂れているが、引用者の創作が紛れ込んだか、あるいは相當混亂した『華陽國志』のテキストを参照していたことになる。また『綱』3の「政」字は、さきの『綱』1と同じく「攻」の誤字であろう。

『幼』14 卷九 人部四 讓 任文公無雙

華陽國志曰、任文公疊武擔右折、曰、噫、四方智者死、吾其應之、遂卒。益部爲之謠曰、任文公智無雙。

K0012 (46 頁) 『藝文類聚』卷二一 人部五 智

華陽國志曰、任文公聞武擔石折曰、噫、方智者死、吾其應之、遂卒。益部爲之謠曰、任文公智無雙。

i4144 (184 頁) 『太平御覽』卷四三二 人事部七三 智

華陽國志曰、任文孫字文公、疊中人。初、武擔山石折、文公曰、噫、西方智士死、吾其應之。遂卒。益部爲之謠曰、任文公、智無雙。

『華陽國志校補圖注』卷十上 先賢子女總讚論 附巴郡士女讚注殘文輯佚 (554-555 頁)
任文孫。疊中人...子文公。初、武擔山石折、文公曰、噫。西方智士死、吾其應之。遂

卒。益部爲之諺、曰、任文公、智無雙。

『幼』14は部が『藝文類聚』と共通し、文章もほぼ同じなので、『藝文類聚』からの引用と考えられる。『幼』14の小項目は「讓」、『藝文類聚』のそれは「智」と異なっているが、これは『幼學指南鈔』のミスである。『幼學指南鈔』巻九の巻頭には小項目の見出しとして「師 友悌 交友 絶交 徳 讓 智 貴 富 貧」と記されているが、本文中では小項目の「智」が記されていないため、あたかも『幼』14の小項目が「讓」であるかのようにになっているだけで、実際の小項目は「智」であり、これも『藝文類聚』と共通することになる。さて、『幼』14は「聞」「石」を「疊」「右」に誤る単純ミスもあるが、『華陽國志』の現行テキストと比較すると、『幼』14の「四方智者死」が注目される。この箇所もやはり『華陽國志』の「西方智士死」の鈔寫ミスであるが、『幼』14の藍本である唐代の『藝文類聚』のテキストが「西方智者死」であったこと、そして後に「西」字が脱落したことを示唆する。

『幼』23 卷十七 居處部 園 養竹

華陽國志曰、何隨家養竹園、人盜其筍、隨遇行見。恐盜者覺怖走、竹傷其足。挈屐徐步而歸。

K0025 (47頁) 『藝文類聚』卷六五 産業上 園

華陽國志曰、何隨家養竹園。人盜其筍、隨行遇見。恐盜者覺怖走、竹傷其足。挈屐徐步而歸。

J0075 (38頁) 『北堂書鈔』卷一三六 服飾部五 屐八六 挈屐而歸注

華陽國志曰、何隨家養竹園、人盜其筍、隨過行見之恐、盜者覺怖走傷其足、隨乃挈屐、徐步而歸。

i6045 (209頁) 『太平御覽』卷六九八 服章部一五 屐

華陽國志曰、何隨家養竹人盜其筍。隨行見、恐盜者覺、挈屐而歸。

i7072 (220頁) 『太平御覽』卷八二四 資産部四 園

華陽國志曰、何隨家養竹園。人盜其筍、隨過行見、恐盜者覺怖走、竹傷其足、挈履徐步而歸。

i8123 (237頁) 『太平御覽』卷九六二 竹部一 竹上

又(華陽國志)曰、何隨家養竹園、人盜其竹、何隨遇行見、恐盜者覺怖走竹傷其足、挈履徐步而歸。

i8124 (237頁) 『太平御覽』卷九六三 竹部二 竹下 筍

華陽國志曰、何隨、字季業。有竹園、人盜其筍者、隨行見之、恐驚、乃挈履而歸。

『華陽國志校補圖注』卷十一 後賢志(631頁)

何隨、字季業、蜀郡涪人也、漢司空武後。…隨家養竹園、人盜其筍、隨偶行見之、恐盜者覺、怖走竹中、傷其手足、挈履徐步而歸。

『幼』23は小項目が『藝文類聚』と共通し、文章もほとんど同じであることから、『藝文類聚』からの引用と考えられる。現行の『華陽國志』テキストと比較しても、数字省略されているだけである。

(5) 趙書

『幼』34 卷二二中 火部下 庭燎 檣高十丈

趙曰、石勒造庭燎於檣末、高十丈、上盤置燎、下盤安人、以侍燎、絙繳上下。

K0031 (48頁) 『藝文類聚』卷八〇 火部 庭燎

趙書曰、石勒造庭燎於檣末、高十丈、上盤置燎、下盤安人以侍燎、絙繳上下。

i7106 (223頁) 『太平御覽』卷八七一 火部四 庭燎

趙書曰、石勒造燎高十丈、上盤置燎、下盤安人、以燎絙繳上下。

『幼』34は引用書目を寫し損なっているものの、部と小項目が『藝文類聚』と共通し、文章も同じとあってよい。よって、『藝文類聚』からの引用とみなせる。

(6) 秦記

『幼』26 卷十九 服飾部 幔 隔紗授業

秦記曰、符永固以太常韋逞母宋、傳其父業、得周官義旨、乃就宋家立講堂、書生百人隔紗幔而授業焉。

K0026 (47頁) 『藝文類聚』卷六九 服飾部上 幔

秦記曰、符永固以太常韋逞母宋、傳其父業、得周官義旨、乃就宋家立講堂、書生百人、隔絳紗幔而受書焉。

J0059 (36頁) 『北堂書鈔』卷一三二 服色部 簾一〇 金玉簾注

秦記云、符永固以太常韋逞母宋傳其父業、得周官音義乃就宋家立講堂、書生百餘人、隔絳紗幔而受業焉。

i7058 (218頁) 『太平御覽』卷八一六 布帛武三 絳

秦記曰、符堅以太常韋逞母宋氏傳其父業周官音義、乃就宋家立講堂、書生百人、隔絳紗幔而受業焉。

『幼』26は、部と小項目が『藝文類聚』と共通し、文章もほぼ同じであることから、『藝文類聚』からの引用とみなすことができる。『藝文類聚』の「區」字は明本では「互」、馮舒の校本では「區」となっているが、「立」の草書體を釋讀し誤ったのではないかと考える。さらに、唐代に通行した『藝文類聚』のテキストには、『幼』26と同じく「講」につづいて「堂」字が存在したと思しい。

(7) 蜀書

『幼』13 卷七 人部二 鼻 李雄飛龍

常璩蜀書曰、李雄美容貌、相工相之曰、此君鼻如飛龍、口如器、位必過三公、不疑也。

i4012 (168 頁)『太平御覽』卷三六三 人事部四 形體

蜀李書曰、武帝諱雄、字仲儁、始祖第三子。帝身長八尺三寸、美容貌。相工相之曰、此君將貴、其相有四、目如重雲、鼻如龜龍、口如方器、耳如相望。法爲貴人、位過三公、不疑也。帝每周旋鄉里、有識者皆器重之。有劉化者、道術士也、太康中每語鄉里曰、李仲儁有大貴之表、終爲人主也。

i4017 (168 頁)『太平御覽』卷三六六 人事部七 耳

蜀書曰、武皇帝李雄美容貌、相工相之曰、此君口如方器、耳如相望。位必過三公、不疑也。

『幼』13 と合致するものは『霸史輯佚』にはみあたらない。類似するものは『太平御覽』に二條みえるが、どちらと共通する祖本を参照したのか、残念ながら考を得ない。

(8) その他

『幼』9 『幼學指南鈔』卷五 水部 池 靈芝

華陽國志曰、靈芝池、廣長百五十步、深二丈。上有連樓飛觀四出閣道釣臺。中有鳴鶴舟・指南舟。

Cf. 『藝文類聚』卷七一 舟車部 舟

晉宮閣記曰、池中有紫宮舟・升進舟・曜陽舟・飛龍舟・射獵舟、靈芝池有鳴鶴舟・指南舟、合利池有雲母舟・無極舟、都亭池有常安舟。

『初學記』卷二五 器物部 舟第十一

晉宮閣記曰、天泉池有紫宮舟・升進舟・曜陽舟・飛龍舟・射獵舟、靈芝池有鳴鶴舟・指南舟、舍利池有雲母舟・無極舟、都亭池有華泉舟・常安舟。

『太平御覽』卷第六十七 地部三十二 池

晉宮閣名曰、靈芝池、廣長百五十步、深二丈。上有連樓飛觀四出閣道釣臺。中有鳴鶴舟・指南舟。

『幼』9 は出典を『華陽國志』とするが、『藝文類聚』『初學記』『太平御覽』が出典を『晉宮閣記』あるいは『晉宮閣名』とするように、『幼學指南鈔』の引用が誤っている。これらの三者のうち、文章の内容がもっとも近いものは『太平御覽』なので、『幼學指南鈔』は共通の祖本を参照したことになる。ただし、『太平御覽』のこの條の前後に『華陽國志』はみあたらないため、何故『幼學指南鈔』が出典を誤ったのかは考を得ない。

おわりに

以上、はなはだ瑣末な検討を行ったが、本稿にて提示した覇史佚文のうちわけを整理すると以下ようになる。これらのうち、『覇史輯佚』未見のものをゴチックにて示す。

- 『十六國春秋』前趙錄…… 『幼』 17、 『幼』 37、
前秦錄…… 『幼』 1、 『幼』 7、 『幼』 11、 『幼』 24
後燕錄…… 『幼』 15、 『幼』 16
前涼錄…… 『不甲』
- 『三十國春秋』 …………… 『幼』 12、 『幼』 20、 『幼』 31、 『幼』 38、 『琯』 2、 『琯』 4
『置中記』 …………… 『幼』 2、 『幼』 3、 『幼』 4、 『幼』 5、 『幼』 10、 『幼』 18、
『幼』 19、 『幼』 21、 『幼』 25、 『幼』 27、 『幼』 28、 『幼』 29、
『幼』 30、 『幼』 32、 『幼』 33、 『幼』 35、 『琯』
- 『華陽國志』 …………… 『幼』 6、 『幼』 8、 『幼』 14、 『幼』 22、 『幼』 23、 『幼』 36、
『琯』 1、 『琯』 3
- 『趙書』 …………… 『幼』 34
『秦記』 …………… 『幼』 26
『蜀書』 …………… 『幼』 13
『晉宮閣名(記)』 …………… 『幼』 9

なお、『不甲』は『覇史輯佚』のものより詳細、『琯』は『覇史輯佚』のものとの出入がある。

また、『幼學指南鈔』の出典のうちわけを整理すると、以下ようになる。なお、藍本となった類書の校勘に資すると思われるものはゴチックで表記してある。

- 『藝文類聚』 …………… 『幼』 10、 『幼』 14、 『幼』 21、 『幼』 23、 『幼』 26、
『幼』 32、 『幼』 33?、 『幼』 34
- 『初學記』 …………… 『幼』 2、 『幼』 3、 『幼』 8、 『幼』 11、 『幼』 12、 『幼』 15、
『幼』 16、 『幼』 17、 『幼』 19、 『幼』 20、 『幼』 24、
『幼』 25、 『幼』 27、 『幼』 28、 『幼』 29、 『幼』 30、
『幼』 31、 『幼』 35
- 『事類賦』 …………… 『幼』 18、 『幼』 36、
『太平御覽』 と共通の祖本… 『幼』 1、 『幼』 4、 『幼』 6、 『幼』 7、 『幼』 9
不明…………… 『幼』 5、 『幼』 13、 『幼』 22、 『幼』 37、 『幼』 38、

また、『覇史輯佚』には採録漏れがいくつかあることも明らかとなった。『覇史輯

佚』は今後の五胡十六國史研究において必須の業績であるが、使用の際には一定の注意が必要である。

さて、さんざん紙数を費やした割に、未見史料として堂々と出せるものは『幼』37と『廂』2しか無かったのだが、最後に『幼』37について付言して本稿を終えたい。

『幼』37の性格を考える上でひとつ気になるのが、現行の『十六國春秋』との関係である。現行の『十六國春秋』は、明代に屠喬孫が萬曆三七年(1609)に刊行したものである(以下、『屠本』と略す)。『屠本』は清代に重刊され、また四庫全書にも採録されているが、清朝考證學者たちによって偽書とみなされ、一般的に使用が憚られるものである。ただ、現在では、屠喬孫らが捏造した偽書ではなく、出典を示さない杜撰で未熟な輯本とみなす研究もあり³⁰、『屠本』が依據した史料について検討が始まっているようである。さらにいうと、大陸では、さながら信古的に『屠本』の「出典」探しが行われていたりもする。例えば、CNKI(中國知網)では、以下の論文を見つけ出すことができる。これらはいずれも2008年の東北師範大學の碩士論文である。

呂丹丹『屠本《十六國春秋》(前、後趙)史料探源』

郭娜『屠本《十六國春秋》(前秦)史料探源』

婁冬梅『屠本《十六國春秋》史料探源(後秦、夏及成漢)』³¹

これらの論文は文淵閣四庫全書本を底本とするという根本的な問題もあるが、「出典」が網羅的に搜索されている。『屠本』に對する全面的な再検討が、五胡十六國時代史における現今の課題の一つであることは間違いあるまい。

話を『幼學指南鈔』に戻すと、『幼』37と『屠本』との共通點を示すと以下のようになる(共通箇所を下線を施し、文字の異同箇所をゴチックにて示した)。

『屠本』卷九 前趙錄九

董景道。董景道、字文博、弘農人也。少而好學、晝夜誦讀、博通五經、尤明春秋三傳・京氏易・馬氏尚書・韓詩、皆精究大義。三禮之義、專遵鄭氏、著禮通論、非駁諸儒、演廣鄭旨。永平中、知天下將亂、隱於商洛山、衣木葉、食樹菓、彈琴歌笑以自娛。毒蛇猛獸皆繞其旁、是以淵及聰屢徵、皆礙而不得進、景道私以此自喜。至曜光初中出山、廬於涇碛。曜徵爲太子少傅・散騎常侍、復辭曰、余在萬山中、草木可以庇風雨、石田可以具饘粥、朝家事、非山野小人所願聞也。更移窮谷中、人悉不見後。曜置崇文祭酒、復以明經擢景道爲

³⁰ 梶山智史 2010。

³¹ これらの論文を閱讀することができたのは、華東師範大學の牟發松教授、李磊副教授、周鼎氏および上海交通大學の劉嘯先生の御助力によるものである。ここに記して謝意を表す。

之、亦不就、竟以壽終。

のちに、湯球が『十六國春秋輯補』を編纂した際、この箇所を『晉書』儒林傳の記事に置き換えている。

『十六國春秋輯補』卷九 前趙錄九

董景道、字文博、弘農人也。少而好學、千里追師。所在惟晝夜讀誦、略不與人交通。明春秋三傳・京氏易・馬氏尚書・韓詩、皆精究大義。三禮之義、專遵鄭氏。著禮通論、非駁諸儒、演廣鄭旨。永平中、知天下將亂、隱於商洛山、衣木葉、食樹果、彈琴歌笑以自娛、毒蟲猛獸皆繞其旁、是以劉元海及聰屢徵、皆礙而不達。至劉曜時出山、廬于涓碓。曜徵爲太子少傅・散騎常侍、並固辭、竟以壽終。(此依『晉書』儒林傳錄)

『屠本』にみえるエピソードを収録した資料は、當時『晉書』以外には見当たらなかったからであろうが、『幼』37によって保證されたとはいえ、非常に武斷的な置換であったといえる。

『屠本』と『十六國春秋輯補』の兩者を比較すると、『屠本』には「景道私以此自喜」あるいは「余在萬山中、草木可以庇風雨、石田可以具饘粥、朝家事、非山野小人所願聞也」など、『晉書』儒林傳にはみえない文章が含まれていることがわかる。この箇所について、先程紹介した呂丹丹氏は、「出典」を探し当ててはいない。

この異同について、『屠本』が『晉書』儒林傳をもとに適當地でっちあげたのか、あるいは屠喬孫らが目睹し得た別資料があったのか、さらなる検討が必要であろうが、ともかく、『十六國春秋』を出典とする董景道のエピソードを収録した類書が『太平御覽』成立前の中國に存在し、また日本に將來されていたことは確かである³²。

『幼』37のように、孤立し、なおかつ湯球が参照しえなかった『十六國春秋』佚文は『霸史輯佚』にもまだ含まれているはずである。『屠本』中の資料を別の典籍資料に置換する、あるいは出典探しも一つの方法ではあろうが、來歴の確實な佚文を蓄積して『十六國春秋』を復元するのが、遠回りではあるが、もっとも確實な方法ではないかと考える。そうした作業を行うための基礎資料として、『霸史輯佚』は高く評價できるのである。

参考文献

『霸史輯佚』…五胡の會編 『五胡十六國霸史輯佚』燎原書店、2012。

³² 『幼』37については、山崎誠 1986 も、『藝文類聚』『初學記』とは異なる「藍本」からの引用とみなしている。

- 王三慶 1992...王三慶 池田温譯「類書」(池田温編『講座敦煌 5 敦煌漢文文獻』)
大東出版社、1992。
- 王三慶 1993...王三慶『敦煌類書』麗文文化事業股份有限公司、1993。
- 梶山智史 2010...梶山智史「屠本『十六國春秋』考 明代における五胡十六國史
研究の一斑」『史學雜誌』119 - 7、2010。
- 片山・丁 1993...片山晴賢・丁鋒「京都大學附屬圖書館藏『幼學指南抄』(翻字)」
(『駒澤短期大學研究紀要』21、1993)。
- 木村晟 1996...木村晟編『古辭書研究資料叢刊 14 幼學指南鈔』、大空社、1996。
- 故宮 1992...『中日交流叢書一 故宮博物院藏 幼學指南鈔』東豐書店、1992。
- 築島裕 2005...「解題」(『大東急記念文庫善本叢刊 中古中世篇 第十二卷 類書 I』、
汲古書院、2005)。
- 覆製叢刊 1979...『幼學指南鈔 原裝影印古典籍覆製叢刊』雄松堂書店、1979。
- 福田俊昭 2003...福田俊昭『敦煌類書の研究』大東文化大學東洋研究所、2003。
- 藤井律之 2012...藤井律之「和製類書所引說苑小考」(『敦煌寫本研究年報』第六號、
2012)。
- 本間洋一 2002...本間洋一「『事類賦』と平安末期邦人編類書」(同氏『王朝漢文學
表現論考』第三部 I、和泉書院、2002)。
- 山崎誠 1986...山崎誠「『幼學指南鈔』小考」(和漢比較文學會編『和漢比較文學研
究の構想』、汲古書院、1986)。

(作者は京都大學人文科學研究所助教)